

令和2年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月10日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 1 号	令和2年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括)
第 3	議案第 2 号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	令和2年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	令和2年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	令和2年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第13	議案第13号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 の制定について	
第14	議案第14号	大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定に ついて	
第15	議案第15号	大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について	
第16	議案第16号	大竹市監査委員条例の一部改正について	
第17	議案第18号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正につ いて	
第18	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員 の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 について	
第19	議案第20号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部改正について	
第20	議案第27号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員 の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の 廃止について	
第21	議案第30号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に ついて	
第22	議案第32号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	総務文教
第23	議案第17号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	
第24	議案第21号	大竹市手数料条例の一部改正について	

第25	議案第22号	大竹市漁港管理条例の一部改正について	(原案可決)
第26	議案第23号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第27	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	(原案可決)
第28	議案第25号	大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定 公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	(原案可決)
第29	議案第26号	大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水 道事業の設置等に関する条例の一部改正につい て	(原案可決)
第30	議案第28号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定 について	(原案可決)
第31	議案第29号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第32	議案第31号	市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)
第33	議案第33号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)	(原案可決)
第34	議案第34号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第3号)	(原案可決)
第35	議案第35号	令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算 (第1号)	(原案可決)
第36	令和元年陳情第1号	大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光(ソー ラーパネル)発電所建設計画反対に関する陳情	総務文教 (不採択)
第37	議案第36号	令和元年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	総務文教付託

○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託・
継続)

○出席議員(15人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
4番	小中真樹雄	5番	中川智之
6番	小田上尚典	7番	賀屋幸治
8番	北地範久	9番	西村一啓
10番	和田芳弘	11番	網谷芳孝
12番	児玉朋也	13番	山崎年一
14番	日域究	15番	寺岡公章
16番	山本孝三		

○欠席議員(1人)

3番 原田孝徳

○説明のため出席した者

市 長 入山欣郎

副市長	太田勲男
教育長	小西啓二
総務部長	吉岡和範
市民生活部長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊原学
建設部長	山本茂広
上下水道局長	高津浩二
消防長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	中村一誠
総務課危機管理監	吉村隆宏
企画財政課長	三上建
産業振興課長併農業委員会事務局長	小田健治
自治振興課長	外谷明洋
市民税課長	池田宗吾
環境整備課長	西村敏信
地域介護課長	佐伯和規
福祉課長	神代亨
保健医療課長	松重幸恵
土木課長	古賀正則
都市計画課長	山田浩史
上下水道局業務課長	北林繁喜
上下水道局工務課長	中司和彦
総務学事課長	真鍋和聰
生涯学習課長	柿本剛
消防本部消防課長	伊崎喜教

○出席した事務局職員

議会事務局長	田中宏幸
議事係長	加藤豪

令和2年3月大竹市議会定例会(第1回)
一般質問及び総括質疑通告表

1 5 番 中 川 智 之 議員
質問方式：一問一答

防災について

- ①災害発生時等の情報共有について
- ②防災リーダーの養成、スキルアップについて

乳がん検診について

乳がん検診の現状と乳がんグローブの提供

2 13 番 山 崎 年 一 議員
質問方式：一問一答

「改正子どもの貧困対策法」について問う

「改正子どもの貧困対策法」の改正点について

「放課後児童クラブの民間委託」について問う

民間委託の提案は唐突でした。今後の課題等について

「地域医療構想」について問う

現在の状況と今後の進め方について

3 4 番 小 中 真樹雄 議員
質問方式：一問一答

水道事業は公営維持が不可欠

昨年10月の改正水道法の施行により、自治体が施設を保有しつつ運営権を民間に売却する「コンセッション方式」の導入が可能となり、宮城県が2022年の事業開始をめざしているほか、大阪市も一部検討を進めています。一方、浜松市では、市民の不安が大きく検討を延期しています。

広島県では、経営基盤の強化のため独立採算により水道事業を実施している21市町のうち、2022年度に賛同する市町と県が統合し企業団を設立、2023年度事業開始を目指すとの工程表を示していることが2月21日の生活環境委員協議会で説明されました。

水道事業は今後、給水人口の減少や設備の老朽化、人材・技術力不足が見込まれるため、宮城県のように民営化をめざすもの、広島県のように広域連携で国の補助金も利用し事態を打開しようとするものに分かれています。民営化は料金値上げがしやすく、施設維持の適正化が十分図られ、安心安全な水の供給が続けられるかに不安が残ります。海外では、民営化後に料金が5倍になるなどして、再公営化になったところもあると聞きます。そこで、市に今後とも水道事業の公営を堅持する覚悟があるのかどうかを問います。

水道は最も大事なライフラインであり、公営が不可欠と考えます。県の広域連携に参加すれば、民営化という事態は必ず避けられるのですか。

次に現時点で統合したとしたら、料金や施設管理、技術者養成などどうなるのかわか

っている範囲でシミュレーションを具体的に示してください。それと、連携に参加する判断のポイントも説明を。

尾道市は現時点で賛同せずと表明しています。広島市も積極的ではないようですが、水の安全安心を守るには水道事業の公営維持が絶対に必要です。長期的視野で考えていただきたい。

市営住宅における独居高齢者について

市は今議会で、市営住宅入居に際して、連帯保証人を不要とする条例改正案を提出しています。これまで滞納対策などから連帯保証人を必要と規定してきたのですが、セーフティーネットの最後の砦である市営住宅入居に、連帯保証人確保の条件をはずしたことはよいことだと考えます。

これまで連帯保証人がいないため入居できなかった人はどれくらいいますか。また、市営住宅における身寄りのない高齢者はどれぐらいの割合になりますか。さらに「孤独死防止」などの見守り策はどのようになされていますか。

他市町村で独居高齢者の見守りに企業や郵便局と協定を結んでいるところもありますが、大竹市の状況を伺います。

4

2番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

阿多田島地区、乗船支援について

米軍基地が存在する限り騒音被害は続きます。再編交付金が令和3年度で終了、令和4年度以降、再編交付金に代わる新たな交付金制度に向けてどのような要望活動に取り組んでいるのか。今後どう取り組むのか。

また、騒音被害、診療所の問題のある阿多田島。フェリー代の助成を受けていない方にもフェリー代の助成をお願いしたいのですが、どうお考えか。

5

6番 小田上尚典 議員

質問方式：一問一答

消防団のこれからについて

南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中で、地域防災力の中核と位置づけられている消防団の役割は多様化、増加するばかりです。

その中で、団員確保は大きな課題です。今後の取組を伺います。

マイナンバーカードの推進、マイナポータル等の活用について

マイナンバー制度を活用したポイント還元事業の実施が迫る中、本市におけるマイナンバーカードの推進や、子育て世代へのマイナポータル活用の現状や今後の取組を伺います。

6

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

太陽光発電事業について

県に建設許可を申請されている谷和地域への太陽光発電事業について、大竹市として適切だと判断されているのでしょうか。

水道事業の広域化・民営化について

国・県の指導にもとづき県内関係市町の協議がされてきました。この間すでに「合意」事項はあるのでしょうか。大竹市の基本的対応について伺います。

医療・介護保険制度の充実・負担軽減について

政府は社会保障制度の見直しの中で、医療・介護について、一層の負担増を求めています。大竹市の対応について伺います。

7

14番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

行政はネウボラという「言葉」をもてあそばないでほしい

現行制度のどこをどのように変えることを狙ったものですか。問題は名前ではなく中身です。

嵐谷の立ち入り調査で気付いたことをお尋ねします

許可を受けた最初の計画と施工したものがどう違うのかお尋ねします。

そして、当初の設計と大きく違っているのに気付いた廿日市市は、変更の申請をするよう業者に要請。その場合、森林審議会の審議はどのように意味を持つのか。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、中川智之議員、6番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月3日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

5番、中川智之議員。

〔5番 中川智之議員 登壇〕

○5番（中川智之） おはようございます。5番、公明党の中川智之です。初めて一般質問をさせていただきます。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響もありますので、できるだけ簡潔に3点ほど、質問をさせていただきます。

最初に防災について、2点ほど伺います。

近年大規模震災、大規模水害また、大規模風害と想定を超える災害が頻発しております。これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとで適切に対応することが重要であります。今日ICT情報通信技術の進歩により、被災現場のさまざまな情報をリアルタイムで収集し、活用することが可能となっており、住民の安全を確保し、被害を最小限に食いとめるためのICTの利活用を積極的に進めるべきと考えます。

そこで、基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有について伺います。内閣府が主導する戦略的イノベーション創造プログラムの一環である基盤的防災情報流通ネットワーク、以降防災ネットワークといわせていただきます。このネットワークが開発されました。この防災ネットワークは、被害が想定される地域や被災した現場のさまざまな情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するものであり、平成31年度から内閣府防災担当が運用している災害時情報集約支援チームで、本格的に運用を開始いたしました。

防災ネットワークの活用により、刻々と変化する被害推定情報やインフラ被災推定情報を地図上へ表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められます。また、避難所の避難者数、道路の通行どめの箇所、あるいは給水地点などを同じ地図上に表示し、物資支援等の配付に際して、最適な巡回ルートを選定することができます。

さらに、災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、通行どめ箇所等の情報を同一の地図上に表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にします。そこで災害時の被害を最小に抑えるとともに、適格な救援と迅速な復興を進めるために、この防災ネットワークの情報を共有し活用できるように、大竹市の防災情報システムを改修すべきと考えます。

また、災害発生時の情報を関係者が共有し、被害防止に抑制を図るためには、この防災ネットワークに、私たちの地域の情報を迅速に伝達するための体制の整備も重要と考えます。例えば、公民館や学校の体育館等の指定避難所での避難生活が長期化するケースにおいて、刻々と変化する避難所の最新情報を、リアルタイムでこのネットワークにつなげるための体制の整備も必要です。具体的には、平常時に運用している公民館や学校等のホームページをクラウド化し、災害発生時に書き込まれた避難所等の電子情報情報を関係者が、リアルタイムで共有できるシステムの構築も有意義であると考えてます。学校ホームページのクラウド化による情報共有システムは、今回のような新型コロナウイルスなどの感染症の迅速な掌握による流行防止も期待できると思います。

また、消防本部等への配備や指定避難所となっている公共施設のホームページのクラウド化など、災害時に迅速に情報を収集し、リアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について、大竹市の見解をお聞かせください。

次に、防災リーダーについてお伺いいたします。本市では昨年、一昨年と防災リーダーを育成し、現在44名の方が活動されております。私もその一人ですが、育成研修会におい

ても、皆さん責任感を持って実直に取り組んでおられます。しかしながら、なり手不足は否めなく、平均年齢も高く全て男性であります。中にはほかにやる人がいないから仕方なくという方もいらっしゃるようです。それでも地域のため、市民のために悩みながら懸命に取り組んでおられる姿は、本当に頭が下がる思いがいたします。

この防災リーダーは、地域において単に防災というだけではなく、地域のつながり、見守り等、高齢化していく社会の中で大変重要な役割を果たしていくと思います。今後、本市ではこの防災リーダーを何人まで育成しようとしているのでしょうか。また、どういう役割を担ってほしいと思っているのでしょうか。そして20代、30代の若い人や女性が一人もいないので、女性の方の参画も必要だと考えます。それもあわせて取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

そして最後に、乳がん検診についてお伺いいたします。男性の私が言うのも何ですけれども、女性議員が議長さんしかおられませんので、あえて今回質問させていただきます。女性のかかるがんの中で、一番多いのは乳がんです。14人に1人がかかると言われ30代からぐんとふえ、40代後半には30代の約10倍にも罹患者が増加するという、まさに働き盛りの方がかかるがんでもあります。

しかしながら、早期発見すれば約90%が治癒されると言われます。本市では40歳から2年に一度検診の助成をさせていただいておりますが、平成30年度の受診率が26.3%で欧米では80%以上の国もあり、比べると大変低いと思われまます。受診率が高いからがんにならないということではありませんが、早期発見ということについては、受診することに越したことはありません。

ある女性の方から、この乳がん検診について、マンモグラフィーとかエコー検査は、痛いとか恥ずかしいとか言って受診しづらいと、そこで今回乳がんグローブというものがありますと、お聞きいたしました。乳がんが唯一自分で触って発見できるがんです。乳がんグローブというものを手に装着して行えば、指が肌の上を滑りやすく、しこりなどがわかりやすくなるというものです。もちろんこれが100%ではありませんが、自分で触診しておかしいなと思えば、すぐに受診していただけるきっかけになるのではないかと考えております。

既に他の自治体においては、この乳がんグローブを30歳の誕生日や、成人式などの節目に配布しているところもあります。ぜひ本市においも、乳がんで悲しい思いをする女性を出さないように、活用を検討してはいかがでしょうか。大竹市の見解をお聞かせください。

以上、防災情報システムと防災リーダーについて、そして乳がんグローブについてお聞きいたしました。御答弁のほどよろしくお願いを申し上げ、壇上での質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員になられましたの初めての一般質問ありがとうございます。市民の皆さんが関心を持たれる防災につきまして、万一のときに、どういうふうに対応していくかということをお伺いいただきました。大変ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、防災についてでございます。災害発生時の情報共有についてでございますが、議員の御説明にもありましたように、基盤的防災情報流通ネットワークは、大規模災害が発生したときに国がさまざまな情報を統合し、各省庁が連携することで、的確な災害対応を行えるようにするための、多機関連携型の防災情報共有システムで、今年度から本格運用されています。システムの運用方法としましては、内閣府が被災した都道府県の災害対策本部に災害時情報集約支援チームを派遣し、都道府県が収集している市町村の災害関連情報や関係機関から集めた情報を集約して、統括的な情報に置きかえ、情報を必要とする各機関に発信していくこととなります。

平成30年7月豪雨の際に、試験的に運用され、集約された情報は、各自治体の活動や災害派遣医療チームの医療活動などに幅広く活用されたと報告されています。県と県内市町は、広島県防災情報システムで情報連携をしており、災害発生時は、本市もこのシステムを利用して防災体制、避難所開設情報、避難者状況、被害発生状況などを共有いたします。この広島県防災情報システムが、基盤的防災情報流通ネットワークと連携していく中で、本市の災害情報も各機関に発信されることとなります。

広島県防災情報システムの情報の一部は、広島県防災ウェブシステムによって、一般の方でも閲覧することができますが、市民の皆様にとって、特に重要となる避難所の開設や避難勧告などの情報については、本市の防災通知メールや防災行政無線などでもお伝えしているところでございます。

また、学校との情報共有については、災害対策本部において教育現場と情報共有を行っており、学校から保護者へメールする独自の連絡方法が整備されていますので、迅速な情報提供が可能と考えています。

続きまして、防災リーダーの養成、スキルアップについてでございます。本市では、防災に関する知識及び技能を有する方を育成して、地域の防災対策の推進及び防災意識の普及啓発を行い、自主防災組織の活性化や地域防災力の向上を図ることを目的として、平成30年度から地域防災リーダー育成事業を実施しています。現在は、44名の方を地域防災リーダーとして認定しています。特に防災リーダーの人数に上限は設けていませんが、自治会ごとに数名の防災リーダーがいて、地域間で連携がとれる状況を目指していきたいと考えています。防災リーダーは、あくまでもボランティアとして自主的な活動をしていただき、市はその活動を支援していくものとなります。地域の防災活動全般について、市と地域住民のかけ橋となって、防災まちづくり、防災人づくりの一役を担っていただければと思います。

また、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した状況下では、若い世代や女性を含む多くの方の力が必要となってまいります。防災リーダーの重要性をしっかりと周知し、既に認定されている方の協力も得ながら、若い世代や女性の防災リーダーの確保にも努めていきたいと考えています。そして、防災リーダーには、市や県が主催する防災訓練や研修会などに積極的に参加して、知識や技能の習得に努めていただきたいと思います。

2点目の乳がん検診についてでございます。乳がん検診は、40歳以上の女性に2年に1回、乳房レントゲン撮影検査のマンモグラフィーを受診していただくものでございます。

本市では、非課税世帯、国民健康保険被保険者、及び後期高齢者医療保険被保険者は無料で受診することができます。平成29年度の乳がん検診の受診者は750人で、受診率は17.1%となっています。検診後に精密検査が必要と判定された方には、精密検査を受診したかどうか、市で確認を行い、未受診の場合は医療機関での受診を促しています。乳がん検診の受診率は低い状況が続いていますが、未受診の方に受診勧奨を行うほか、かかりつけ医で検診を受けることができるよう、個人病院と契約するなど、受診率の向上に取り組んでいます。

がん検診は、がんの早期発見に効果的です。がん検診の受診率を向上させることが、市民の健康を維持するために必要なことと考えております。また、乳がんは自分で気づくことのできるがんであるため、自己触診が重要となります。御提案のマンモグローブは乳房自己検診補助グローブで、指が肌の上を滑りやすくなり、乳房の異常を感じやすいと言われています。しかし、マンモグローブを提供するだけでは、自己触診や乳がん検診の受診につながるかと一概には言えないと考えられます。どのような方法が自己触診の啓発に効果的であるか、また、乳がん検診の受診率向上につながるか、検討してまいりたいと思います。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。最初に防災のことなんですけれども、なかなか若い方や女性の方に防災リーダーになっていただくというのは、非常に地域においても難しいという感じがいたします。私も防災リーダーなんですけれども、地域が50世帯ぐらいあります。その50世帯の方を把握し、防災についてこうしていこうという立場に立ったときには、50世帯以上ふえるとなかなか難しい部分があるんじゃないかと思っております。したがって、せいぜい100世帯に1人ぐらいの防災リーダーがおられてもいいではないかと思っております。

あと、私は2013年に防災士の資格を取らせていただきました。たしか本市からの助成で、約6万円ぐらいかかるところをお金を出さずに行かせていただき、防災士の資格を取らせていただきました。この防災士の資格を取らせるということも、一つの手段ではないかと思うんですが、防災リーダーというよりも一つ資格を自分が持っている、資格を持っているからどうということでは、この防災士というのはいんですけれども、本人の自覚として違うんじゃないかと。大竹市として防災士の資格を取らせてあげようとするれば、若い人や女性の方も出てくるんじゃないかと思ってるわけなんです、その辺を一つ聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは、防災リーダーと防災士の関係の御質問でございます。

防災士は個人が防災に関するスキルを取得するというものでございまして、防災士を取得した方が、各方面でいろいろな活動をされております。現在、広島県では防災士の資格を取得しました防災コーディネーター等がおります。こういった方をまずは、オブザー

バーとして市にお招きしまして、市の地域防災リーダーの方に講義等をさせていただきまして、ノウハウ等を受け継いでいただくということを考えております。現在、防災リーダーの事業を始めまして2年目となっておりますが、こういった方々が毎年ふえていくということで、地域のつながりというものが増えてくると思います。そのつながりの中で、女性であったり、若い世代、こういった方にお声をかけていただいて、少しずつではございますが、防災リーダーのなり手となっていただくということを考えております。

防災リーダー、または地域防災士については、今後どのような形がいいのかというのは検討材料だと思いますので、考えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。

確かに防災リーダーがボランティアですので、なかなか手がいないというのもよくわかります。ですが、防災リーダーの育成研修も、行われるのが平日の昼間なんですね。仕事等を持っての方がなかなか参加できないというのも、わかります。できれば、会社とか職場の方を巻き込んで、半日なり2時間なり会社から来てもらうということも考えてはどうかと思います。これは質問ではないですけども。

それと、あと乳がんグローブですけれども、ネットで調べたところですね、一つが大体500円前後するんだそうです。3個で1,000円というところもあるみたいですけど。その乳がんグローブを成人式のときに配付すれば、百二、三十人おれば一つ約500円ですから、約6万円ぐらいで済むかと思うんですけども、それぐらいを何とか拠出していただいて、40代から検診を受けるというよりも、もう二十ぐらいの若いときからやっておいたほうが。それというのも、私の友人がもう二十何年前ですけども、30代で乳がんで亡くなってるんです。本当に5歳、7歳ぐらいのお子さんを残して亡くなったということもありますし、若いうちからそういうきっかけをつくっていただくということもあるので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、13番、山崎年一議員。

[13番 山崎年一議員 登壇]

○13番（山崎年一） 会派くろがねの山崎でございます。現在、新型コロナウイルスが全世界に蔓延し大変な苦悩をしております。そういった中で、市民の皆様方にも、しっかりとみずからの健康を管理いただき、感染防止に取り組んでいただくということをお願いして、もう1点は行政の皆様方にも引き続き、感染に対する万全の対策をとっていただきますことをお願いして、一般質問に入ります。

初めに、昨年度6月に参議院本会議で可決成立いたしました、改正子どもの貧困対策法について問います。御答弁のほどよろしく願いいたします。

バブル崩壊後の1995年からふえ続けてきた生活保護受給者は、経済状況が悪化すると一段と増加し、政府の扶助費の削減を目的とした生活保護費の引き下げが行われ、親族による扶養義務の強化が図られるなど、生活保護行政が混乱をいたしました。一方で生活保護

費の引き下げは、自治体が行う就学援助などの生活保護基準を利用して算出するほかの制度にも影響を与え、生活保護を受けていない低所得者世帯にも大きな負担となりました。2000年ごろから子供貧困対策をめぐる立法化の動きが起こり、政府の相対的貧困率の公表とともに、格差、貧困問題などへの全国的な世論が高まり、子供の無保険問題、就学援助の自治体間格差がマスコミで取り上げられるようになりました。このころになりますと、貧困問題解決に向けた世論は一気に社会問題となってきました。

そのような背景を受けて、2013年6月19日に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が参議院本会議で全会一致で可決、成立をいたしました。2014年1月の法律改正施行後、同年8月29日には、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されています。この法律は、施行から5年をめどに見直すこととなっており、2019年6月に改正子どもの貧困対策法が成立したものであります。なお、同年11月29日には、子どもの貧困対策に関する大綱も閣議決定をされています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、親から子供への貧困の連鎖が起きないように、貧困状態にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めたものであります。基本理念では、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより推進されなければならない。と規定をしております。

貧困の中で暮らす多くの方は、女性と子供と高齢者であります。とりわけ多くのひとり親家庭では、子供が寄り添う母親がその経済的な基盤を築けない中で、子供の環境の改善が見込まれづらくなっております。1日の食事の中で、栄養が一番充実していると言われる学校給食が食べられない子供たちが、夏休みなど長期休暇明けに痩せて学校に戻ってくるという問題が、全国で社会問題となっております。

平成29年3月定例会、平成30年6月定例会の一般質問でも御紹介いたしましたが、育ち盛りの子供にとって、一番大切な時間である母親とのふれあいの時間が失われているのであります。広島県が平成29年に実施した、広島県子供の生活に関する実態調査でも、子供の勉強を見る機会がめったにないと答えた生活困窮層の保護者が、小学校5年生で26.1%、中学校2年生で57.2%となっております。毎日の生活に追われて、疲れた保護者の姿が浮き彫りになります。

最も悲惨なのは、過去1年間に子供を医療機関で受診させなかった経験を問うところ、生活困窮層の保護者では小学校5年生の32.8%、中学校2年生の34.5%が受診控えを行っていたことがわかりました。診察にかかる費用負担に耐えられない貧困家庭の実態が明らかにされたわけであります。自分が病気で診察を受けさせてもらえない子供たちの不安は、いかほどのものか想像を絶するものです。このように、ひとり親家庭の日常生活、財政問題は深刻で、日々の生活がまさに火の車状態であります。法の整備や題目を並べ立てるだ

けでなく、きめ細かな手の届く支援が求められていると思います。

子供の貧困問題は、これまでも長い間議論され一般的に認知されてきました。何とかしなければという理解があっても、方法や手段、優先順位などには認識の違いが見られ、貧困問題それ自体に切り込んだ対策が見られないというのが、実態ではないでしょうか。そのような状況の中で、昨年6月12日参議院本会議での改正子どもの貧困対策法が全会一致で可決成立したことは、大変喜ばしいことでもあります。今回の法改正には与野党を問わず、超党派の子どもの貧困対策推進議員連盟の取り組みがありました。しかし、法改正がされても施策、事業が伴わなければ意味を持ちません。子供の貧困が存在することは、今や国民の大多数の皆さんが認識をすることとなりました。

しかし、個別具体的な状況は、依然として見えていません。世帯の所得や収入だけでは貧困の度合いは、図れないのであります。家庭の状況を把握し調査し、必要な支援を講じる必要があると考えます。

1点目、改正子どもの貧困対策法の改正点について問います。2点目、今回の改正点について本市としての取り組みを伺います。3点目、市町村に対し貧困対策計画の策定が努力義務とされました。本市の対応について問います。4点目、新年度予算における子供の貧困対策の取り組み。5点目、本市の子供の貧困状態の把握、認識について。

以上、5点について問います。

次に、放課後児童クラブの民間委託について問います。

本年2月21日の総務文教委員協議会において、現在、市内3か所にあります、あすなる児童クラブ、みどり児童クラブ、ひかり児童クラブなどの放課後児童クラブの民間委託について提案がありました。放課後児童クラブは1997年に法制化され、2007年に厚生労働省が運営に必要な基本事項と望ましい方向の基準、放課後児童クラブのガイドラインを発表しました。その後、2014年に放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

放課後児童クラブは、子供たちの毎日の生活の場であり、その運営は安定性と継続性、専門性が確保されなければならないとの基本的な立場から、民間委託についての課題、問題点等について問います。厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によれば、日本の子供の貧困率は13.9%、子供の貧困率は改善傾向にあるものの、ひとり親世帯の子供の貧困率は、50.8%と半数を超えています。私たちの周りにいる子供たちの約7人に1人が貧困状態にあることとなります。

しかし、この子供たちの保護者も、自分は貧困家庭であるということは絶対に言いません。言えないのであります。貧困は自分の責任のように教えられてきました。このことが、貧困が低く静かに拡大していく大きな原因だと言われています。将来の日本を担う子供たちが、夢と希望を持って日々の生活を送れない状況にあるといたします。もちろん政府も自治体もさまざまな取り組みを行っています。厚生労働省の調査で、貧困家庭は母親か父親のひとり親家庭のケースが多いことがわかりました。ひとり親家庭の保護者は、低所得を補うために、少しでも所得をふやそうと、夜遅くまで働かなければなりません。これがひ

とり親家庭のダブルワーク、トリプルワークと言われる労働実態であります。

しかし、保護者が懸命に働いても生活はよくなりません。遅くまで働く親を待ちながら子供たちは、一人で過ごすことが避けられないのであります。御飯を一緒に食べることもできないし、もちろん学校での楽しかったこと、苦しかったことなどの出来事を大好きな親と共有することもできません。多忙な親は仕事に追われ、子供たちの宿題や勉強を見ることができません。結果として、学力の低下や宿題ができない児童になっていきます。小学校低学年からの教育支援の環境が必要だと言われるゆえんであります。

コミュニケーションが不足すると、子供の成長に影響を与えます。そのような子供たちの孤独を解消し、安心して過ごせる環境整備が、放課後児童クラブや放課後子供教室であります。子供たちの成長の中で、友達とのふれあいやコミュニケーションは、大切な要素です。放課後児童クラブの取り組みはひとり親世帯などの家庭に、保護者などを見守る人がいない子供に対して、学校終了後適切な生活の場所を提供し、児童の健全な成長をつくることであります。

本市の放課後児童クラブは、大竹市が直営で運営されてきました。次世代の子供たちが健康で健やかに育つ子育てしやすい町の実現に、大きく寄与してきたものであると評価をするものであります。直営事業から民間委託にされることで、学童保育の質はどのようになるのか、大竹市は今までのように責任を持ってくれるのか、などの不安があります。提案では、平成27年度からの子ども・子育て支援制度による利用対象児童の拡大と、保護者の就労率の上昇に伴う利用者の増加等により、将来的な運営に課題が生じているとして、現状の課題の改善を図り、今後ともさらなる安心、安全な放課後の健全育成環境を提供し、保護者ニーズに応えていくために、民間活力の導入が必要だと。令和3年度から全ての放課後児童クラブについて、民間委託による運営をしようとするものとの説明を受けました。

問います。1点目、本市の児童クラブは待機児童を出すこともなく、順調に運営されてこられました。一昨年から登録児童数が定員を若干上回っていますが、工夫をされて運営がなされたと判断をします。現在の小学校児童の何パーセントが利用していますか。低学年の利用数はどのようになっていますか。夏休みの利用児童数を伺います。また、今後5年間の児童数の入室想定見込みを伺います。

2点目、現在まで培われた児童クラブの公設、公営の実務経験者のノウハウは引き続き確保、継承されなければならないと考えます。このことについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

3点目、保護者と事業者、大竹市との関係づくりについて。児童クラブにおいては、保護者が安心して就労できるよう、保護者と運営事業者と大竹市との関係づくりは欠かせません。児童クラブの運営上問題が生じたときは、三者が一体となって取り組める関係づくりは必要だと思うわけです。こうした関係づくりについて問います。

4点目、民営化の提案は保護者には何ら通知も報告もないまま、進められようとしています。提案では民間委託まで1年しかありません。民間委託について一番大切なことは利用者が理解し、納得され賛同を受けることであります。保護者の同意を得る手続について問います。

5点目、提案された民営化については、現在、策定中の第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画（案）にも児童クラブの民営化の文言はありません。また、大竹市子ども・子育て会議でも検討すらされていません。まさに唐突な提案で、本年10月には事業者決定のスケジュールとなっています。なぜ、このような唐突な提案なのか経緯について問います。

次に、公立・公的病院の再編統合リストの公表についてお伺いいたします。

令和元年12月定例会の一般質問でただしました、地域医療構想のその後の進捗や動向について、問います。昨年9月厚生労働省が再編統合の議論が必要として公表した公立・公的病院のリストは一部修正により、440病院と拡大をいたしました。厚生労働省のねらいは、病床数や診療体制を見直す検討が必要だとして、本年9月までに結論を出すよう迫っていた問題です。厚生労働省はこれらの病院について、病院としての役割や病床数の見直し、検証が必要と判断し病床数の削減や夜間救急の受け入れ中止、他の病院との連携や集約化などを含めた再編統合を求めたものです。

公立・公的病院と競合する民間病院の診療実績データについても、近く都道府県に提供し再編に向けた議論を要請するとしていました。病院のベッド数は全国的に過剰で、広島県も同様として、2025年の必要ベッド数を2万8,614床と推計し、2018年に集計されたベッド数3万3,041床から約1割強のベッド数を削減しなければならない。少子高齢化で人口が減り、患者数も減るのに合わせ、病院も病床数の削減を迫られているというのが、現状であります。

大きな問題は、病院ベッドは1、集中治療が必要な重症患者向けの高度急性期、2、一般的な手術をする急性期、3、リハビリテーション向けの回復期、4、長期入院の慢性期と区別されていますが、この中で回復期が圧倒的に不足しているとしています。一方で、高度急性期と急性期は必要数の1.4倍以上ある。そこで高度急性期と急性期を減らし回復期をふやす、これが厚生労働省の地域医療改革の最大のテーマであります。こうした病床再編を進めるために、厚生労働省が都道府県に求めたのが地域医療構想の策定で、各自治体は2025年に向けて病床数の削減など、具体的に進めるよう求めていましたが、一向に進まないことから、リストの公表をしました。再編の動きが鈍い原因は急性期が減れば、収益が下がり運営が厳しくなる、急性期の看板がなくなると若手の医師が来てくれなくなるなどの、病院側の切実な問題があるとされています。

しかし、公立・公的病院だけをターゲットにした厚生労働省の姿勢にも問題があります。患者、住民は公立・公的病院こそ存続を望むもので、住民が残してほしいと願う病院をターゲットにして病床の削減、機能集約を先行させることは理解できません。民間病院の再編リストは公表されていません。医師会などにそんたくして、民間病院のリストを公表しない厚生労働省の姿勢こそ改めるべきです。公立・公的病院と民間病院のリストを公表し、議論を進めるべきと考えます。厚生労働省の姿勢にこそ問題があるということを指摘しておきます。

そこで、問います。1点目、患者や市民にとって残してほしいのは、公立・公的病院などの医療機関です。民間病院を含めて地域で議論されるべきと考えます。公立・公的病院名が公表され、民間病院のリストは報道されていません。民間病院だけ優遇される事態は

納得ができないのが市民感情であります。公平公正な再編の議論ができるようにと考えますが、どのようにお考えですか。

2点目、民間病院のリストが広島県の団体には提示されたとの報道があります。提示された経緯と一般への公表について問います。

3点目、地域医療構想調整会議で本年9月までに、一定の方向を出すことが求められていましたが、その後、厚生労働省は柔軟に対応するとのことですが、今後の方向はどのようになりますか。

4点目、広島県は再編リストに上げられた病院を対象にした説明会を2月19日に開きました。民間病院も含めた詳細な診療実績データを公表し、病院ごとの役割分担など地域全体で議論していく方針を確認したということでありました。公表リストのうち2病院を除外し、1病院を追加したということで、県内では12病院になったということでありました。どのような報告が行われたのかお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。よろしく御答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 次の世代を担う大切な子供、特に子供の貧困につきまして、引き続きまして御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の放課後児童クラブの民間委託につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。まず、1点目の改正子どもの貧困対策法についてでございます。子供の貧困対策をより一層推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律が、昨年6月に改正されました。改正内容は法律の目的規定に、子供の将来だけでなく、現在に向けた対策であること、子供の貧困解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進することが明記されました。そして、基本理念には子供の年齢などに応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること、各施策を子供の状況に応じ包括的かつ早期に講ずること。貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえることの3点が明記されました。

また、子供の貧困対策に関する大綱には、ひとり親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子供の大学等進学率とともに、検証評価などの施策の推進体制を記載することが規定されました。さらに、市町村における子供の貧困対策についての計画を策定するよう努める旨が規定されました。

平成26年に策定された子供の貧困対策に関する大綱の重点施策に沿って、現在本市が行っている子供の貧困対策の取り組みは、ひとり親家庭の親の就労支援、児童扶養手当の拡充、生活困窮者自立支援事業などでございます。

昨年11月に策定された新たな大綱には、基本的方針として親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制や支援が届いていない、または届きにくい子供、家庭に配慮した対策の推進などが示されております。本市におきましても、子育て家庭に対し、妊娠期から子育て

て期にわたる切れ目のない支援を行うため、保健と福祉それぞれの部門が相互に連携しながら、相談・支援を行い関係機関との連絡調整などを行ってまいります。

また、貧困対策計画の策定が市町村の努力義務とされましたので、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第二期子ども・子育て支援事業計画に妊娠・出産期からの切れ目のない支援など、子供の貧困対策に直接的・間接的にかかわる施策を盛り込み、実施することとしております。

本市の子供の貧困状況の把握・認識については、ひとり親家庭の収入状況などを把握することが可能です。また、参考数値ではございますが、平成29年に広島県が県内全市町と連携し、小学校5年生とその保護者、中学校2年生とその保護者を対象として実施した、子供の生活に関する実態調査により、県全体の子供の生活実態や学習環境、経済的状況などが示されています。この調査では、低所得や家計の逼迫、子供の体験や所有物の欠如のうち、二つ以上該当する生活困窮層に当たると思われる家庭は、全体の約1割で、ひとり親家庭に限定しますと約3割が生活困窮層であるとの結果でした。

今回の法改正の趣旨を踏まえますと、将来だけでなく現在に目を向けて、子供の貧困解消に向け、これまで以上に効果的に施策を推進する必要があると考えています。全ての子供たちが夢と希望を持って、成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援などによって、子供の貧困対策を総合的に進めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の地域医療構想についてでございます。まず、民間病院の再編統合リストの公表及び県に民間病院の診療実績データが提供された経緯についてです。国は昨年9月に、再編などの議論が必要な公立・公的医療機関を公表しました。その際、民間病院は、税制上の優遇措置や期待される役割が、医療法上の公的医療機関などとは異なると考えられるため、具体的な対応方針の再検証に当たっては留意が必要とされ、公表されませんでした。しかし、各地域で開催された意見交換会で、該当した地方自治体や医療機関から地域の医療体制を協議するには、民間病院のデータも必要との意見が多く、全国市長会などの各団体からも要望が多く出されました。

その結果、厚生労働省は昨年12月の地域医療確保に関する国と地方の協議の場で、民間病院のデータを都道府県に提供することを決定し、その後、高度急性期及び急性期の医療を行う全国約3,200カ所の民間病院の診療実績データが、都道府県に提供されています。

広島西医療圏域において、高度急性期及び急性期の医療体制を確認することが可能となりますので、地域の実情を反映させるために設置された、地域医療構想調整会議での議論も深まるものと考えております。

また、国から提供された民間病院を含む診療実績データは、現在、都道府県が最終確認中であり、その結果を本年3月末までに国へ報告することとなっております。国はデータが確定するまでの間、これらのデータや地域医療構想調整会議の議事録などは、非公開の取り扱いとしています。

次に、再編の方向性についてですが、国は2020年度から2025年度までの具体的な進め方については、地方自治体の意見を踏まえながら、厚生労働省で整理するとしています。

最後に、本年2月19日に開催された説明会は、県が該当する自治体や医療機関に対して、民間病院の診療実績データの提供や、今後の国の再編の方向性などについて、改めて概要説明をするとともに、病院ごとの役割分担などを地域全体で議論していく方針を確認するものでした。なお、全体説明会の後には、医療機関ごとに地域医療構想アドバイザー同席のもと、個別の相談会が行われております。今後、対応方針などが改めて、国から通知される予定ですので、その後は、地域医療構想調整会議において、民間病院の診療データも活用しながら、再検証を行うこととなります。

本市としましても、この調整会議のメンバーとして再検証の協議に参加し、広島西医療センターが、本市の地域医療には必要不可欠な医療機関であることを協議の中で、しっかりと主張してまいります。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、山崎議員の放課後児童クラブの民間委託についての御質問にお答えをいたします。

このたびの放課後児童クラブの民間委託の方針については、直営から民間委託に移行したとしても、運営の安定性、継続性、専門性の確保による児童の安全・安心をしっかりと守ってもらいたいとの思いからの御質問であると受けとめております。

1点目の児童クラブの利用状況ですが、市内各小学校1カ所ずつ計3カ所のクラブを設置しております。3月1日現在で、大竹小学校のひかり児童クラブ125名、小方小学校のみどり児童クラブ104名、玖波小学校のあすなる児童クラブ31名、合計260名の児童が利用登録をしております。そのうち、低学年の利用登録児童は、ひかり児童クラブ120名、みどり児童クラブ102名、あすなる児童クラブ23名、合計245名でございます。現在の小学校の在籍児童数は1,218名に対する利用登録の割合は全体で約20%、低学年のみでは約40%となっております。また、令和元年度の夏休みの利用登録児童数は、ひかり児童クラブ175名、みどり児童クラブ169名、あすなる児童クラブ44名、合計388名でした。なお、利用登録者数に対する実際の利用率は約70%から80%となっております。

今後5年間の利用児童数の見込みにつきましては、現在、策定が進められております第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果や、これまでの利用傾向などを勘案すると引き続き、利用児童は多い傾向にあるものの、人数はほぼ横ばいで推移するものと考えております。

2点目の、現在まで培われた実務経験者のノウハウの確保・継承への考え方についてです。現在、在籍している支援員は、長年にわたり勤務していただいている方も多くおられます。支援員・補助員によるこれまで培われた実務経験のノウハウの確保、継承は大事であると思っております。そのため、民間委託後においても勤務を希望される支援員等については、継続して雇用していただくよう事業者選定の募集要項に、明記する考えでございます。加えて、委託後においては、民間のノウハウを活用した運営体制の強化も図れるものと考えております。

3点目の保護者と事業者・市との関係づくりについてですが、現在も保護者からの要望、

意見については、主に各児童クラブの支援員を通じてのほか、各児童クラブの主任が集まり毎月開催している会議においても、情報の共有を図っております。民間委託された場合においても、受託事業者と市で業務分担を図りつつ、引き続き保護者からの要望・意見を共有し、児童・保護者が安心して利用できるよう連携した運営体制づくりに努めていきたいと考えております。

4点目の保護者への同意の手続につきましては、委託の検討を進めていく中で、機会を捉えて丁寧な説明を行っていききたいと考えております。なお、既に導入済みの市町については、民間委託についてあらかじめ保護者の意見を聞くことはしていないと伺っております。しかしながら、教育委員会としては、保護者の意見を反映する方法として、事業者選定に当たっては、選定委員会のメンバーとして、保護者代表に入っていただくことは可能であると考えております。

5点目の提案の経緯についてでございますが、議会への提案がこの時期になりましたのは、事業を進めるに当たり、予算の提案とあわせて考える必要があったからでございます。また、第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、今年度に開催された大竹市子ども・子育て会議においても放課後児童クラブの充実については、議論があったところです。第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査での意見、要望を踏まえ、課題の解決を図りながら、保護者のニーズにも答えていくことができる運営を続けていくためには、民間活力の導入が有効な運営手法と考え、教育委員会において他市町の状況や事例を研究し、検討を進めてまいりました。

また、同調査において、利用時間延長の要望が多かったと認識をしており、このたびの民間委託にあわせて、現在、18時までの利用時間を18時30分までと、30分延長したいと考えております。

このたびの民間委託方針に当たり、教育委員会においては、日ごろより限られた職員数・財源の中で子供たちが安心・安全に過ごす環境を提供することは当然でございますが、加えて、より効率的で効果的なサービスをどのように提供できるのか、業務のあり方を含め、職員一人一人が考えているところでございます。

運営の安定性、継続性、専門性をしっかり確保しなければならない業務としましては、平成25年度から給食調理業務が直営から民間委託へ運営を変更している事例もございます。現在、7年経過し、非常に良質で安全・安心なおいしい給食が、子供たちに提供できているものと考えております。

放課後児童クラブにつきましても、民間委託に移行した後も市が責任を持って保護者、受託事業者、各小学校との連携を図り、児童、保護者の皆さんに安全に安心して利用していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 御答弁いただきました。多岐にわたって質問をしまして、また多くの御答弁をいただいて、若干重複する質問もあろうかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

最初に、子供の貧困対策について伺います。2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されました。この法律の第1条では、子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、要するに子供の貧困を親から子供に引き継ぎたくないという目的が、ここで示されている気がします。それで家庭の経済的な困難が子供の現在と未来に影響している現状を打開することの課題が当時の法律の制定から引き継がれてきたということで、今回の法改正になった。

先ほどの市長さんからの御答弁にありました、昨年6月に改正子どもの貧困対策法が改正されたということになります。この間に本市の子供の貧困対策はどのように進んできたのか。子供の貧困対策が実施された実績について、お伺いをしたいんであります。先ほど児童の手当の問題、あるいは自立支援の問題等の御説明もいただきました。その点を含め、もう一度最初に子供の貧困対策法ができた2013年から、現在までにこういった施策をこのようにしてきたという部分を、具体的に御報告をいただけたらと思うんでありますが、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 失礼いたします。

本市における子供の貧困対策の実施状況ですが、平成26年に策定されました子供の貧困対策に関する大綱の重点施策に沿って述べさせていただきますと、生活支援、経済支援として、児童扶養手当の拡充、生活保護世帯の子供への大学進学準備給付金の支給、生活困窮者自立支援事業などが開始され、実施しております。

次に、保護者の就労支援でございますが、ひとり親家庭、生活困窮家庭、生活保護受給者家庭への就労支援を実施しております。さらに教育の支援として幼児教育、保育の段階的無償化や、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会主催による、学習支援事業を実施しております。また、民間レベルの取り組みですが、こども食堂などの生活支援のほか、NPO法人が自立支援ホームなどを開設し、事情を抱えた子供の家庭復帰支援や社会自立支援などを行っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。なかなかたくさん取り組まれていらっしゃるということをお伺いすることができました。それで、今までたくさんの貧困対策、あるいは子供たちの生活支援、学力の支援ということで取り組んでおいでになったわけでありませう。また、実際には子供たちの7人のうちの1人が貧困状態ということでありませう。まだまだ解決への道のりは遠いんだろうと思うわけだ。そういったことにおいて、今後こういったことを子供の貧困対策として取り組んでいきたいという部分、先ほど市長さんからもありましたけれども、こういったことを強化していく必要があるという課題等がございましたら、伺いをしたいんでありますが、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 先ほど市長の答弁にありましたが、今回の法改正を踏まえ、全ての子供たちが希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖

しないよう、これまで以上に子供の貧困対策に関する施策に取り組んでまいりたいと思います。今後も継続事業については拡充、充実を検討し、新規事業については国や県の補助金などを活用しながら、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

それでは、2問目の児童クラブのことについてお伺いいたします。児童クラブの件につきまして多岐にわたって御答弁をいただきました。それで利用者の増加等の要因により将来的な運営に課題が生じているということの中で、民間委託をという状況だったと説明をいただいたと思うんですが、確かに利用者は年々増加しており、令和元年度では充足率は110%になっております。定員を20名オーバーしているわけでありますが、一方で受け入れ体制が確保できれば定員を超過して、受け入れ可能とされています。しかし、実際にこの110%といいましても、登録者がオーバーしておるだけで、実際の利用率というのは、先ほどもございました約70%から80%ということでもありますから、現状において、余り利用者についての誤差はないと思います。そこで受け入れ体制の確保というのは、指導員のことではないかと私は思います。施設の問題なのか、そのところを1点お伺いいたします。

次に、指導員、支援員の確保については、現在の求人難の折から厳しい部分もあるかと思えます。厚生労働省が発表した1月の有効求人倍率は、広島県1.81ということですから、労働者はよりよい労働条件の職場を求めることから、常に賃金体系が低くては、なかなか応募されるということ、また職種が今回の場合特殊でありまして、勤務時間も変則的であります。しかしこのことは、民間委託をされても条件は一緒であります。民間の事業者は職員が人手不足を訴えて、職員の確保をお願いすれば、探しているがおらんのだと、あなたが探してきてくださいよという責任転嫁をされるということの中で、そういった職場で働く従業員が、補充要員の要求もできないんだというようなお話も伺います。支援員の確保には労働条件の改善が必要だと。要するに労働条件を改善することが、今の大きな課題だろうと思うわけです。これが、2点目。

それから、このことは、児童クラブの指導員の確保ということについては、公設でも民営でも条件、課題は一緒だから民間になったから、人が採用しやすいということではなくて、むしろ私が思うのは、公設だからこそ働く人は安心してその職場に入ってもらえると考えられるわけでありまして、民間委託することによって労働者の確保、支援員の確保にはつながらないと考えます。

もう1点は、将来的な課題が生じているということが提案の中でありました。将来的な課題というのは何を指されているんですか、これを具体的に伺ってみたいと思います。将来的な課題、長年の児童クラブの運営経験の積み重ねの中で、培われた豊富な知識や経験でこれ解決できるのではないかと、思うわけでありまして。民間委託にすれば将来的な課題が解決するなどという安易な考え方で民間委託をされると、実際にその現場に通ってくる子供たちが、本当に安心できるんだろうかという心配をするわけです。けして民間活力の

導入でなければ解決できない問題ではなくて、直接運営、経営に携われるからこそ行政としてできるという利点はないのでしょうか。もちろんそういったことは、経験のない未知の世界でありますから、大変難しい部分もあろうかと思えます。先ほど給食センターの例もございました。確かに現状で満足できる部分だろうと思えます。しかし、それは比較検討した中での結論ではないだろうと、私は思います。

もっと公設民営で給食センターがされていたら、その給食を味わう子供たちは満足点が高かったかもしれません。ですから、現状の給食センターが私は問題がないんだという評価にはつながらないだろうと。公設民営の経験を果たされた上で、このほうがよかったんだということに私はなり得ない。むしろそういったことの中で、公営だからこそできるサービスというのが、もっと私は有利な部分としてあると思うんですね。そこについてのお考えを聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） それでは、順にお答えさせていただきます。まず受け入れ体制の確保の意味合いについてお答えをさせていただきます。

令和2年2月21日開催の総務文教委員協議会において、放課後児童クラブの民営化について説明をさせていただきました。その際に各児童クラブの定員、それから登録児童数の状況について、お示しをさせていただきましたが、受け入れ体制が確保できれば、あらかじめ定められた定員を超過して、若干の児童の受け入れが可能、ということの説明をさせていただきました。この受け入れ体制の確保とは、議員おっしゃられますように、子供を受け入れるために現場に必要な人員を確保するという意味合い、子供の中には特別に支援の必要な方もいらっしゃいます。そういった意味合いで、十分な人員の確保が大切と思っております。また、必要に応じて学校の空き教室を確保するなど、利用児童の人員に応じて必要なスペースを確保するというような、両方の意味合いがございます。

次に、支援員の確保には労働条件の改善が必要ではないかとの御質問のお答えをいたします。御指摘の中で、支援員を探しているけどいませんと、探してきてくださいと責任転嫁。というような御指摘があったんですが、これも責任転嫁ということではなくて、周りにいらっしゃらないかお願いをさせていただいております。支援員及び補助員の任用条件についてですが、今年度までは臨時職員、来年度からは会計年度任用職員ということに移行いたしまして、期末手当の支給や通勤費の改善、新たな休暇の扶助など一定の処遇改善がなされます。職員の処遇の改善がモチベーションを上げる要素の一つであると認識をしております。

来年度は、令和3年度からの民営化に向けて、受託事業者を公募しあらかじめ事業内容について提案を受けた上で、審査をして事業者を決定する予定でございます。事業者から職員の処遇についても提案を受けることとし、審査項目の一つにすることで、より有利な処遇条件を提案してもらうということを考えております。したがって人材確保にもつながってこようかと考えております。

次に、将来的な運営に課題が生じているということにつきましても、総務文教委員協議会の説明の中で申し上げたところがございます。この将来的な課題とは何を指すのか、ま

た、この将来的な課題を長年の公営のノウハウで、解決できないのかという御質問にお答えをいたします。

まず、一つ目の課題といたしまして、現在、大竹市では三つの放課後児童クラブで合計23人の臨時職員が勤務をしておりますが、利用する児童数が増加する中、昨年度と比較して職員数は減少しており、常時募集をかけているところですが、採用が非常に厳しいという状況です。二つ目の課題といたしまして、児童クラブの職員は現場に管理監督する職員が存在しないという中、児童に対する指導や保護者への対応など、その場で臨機応変に判断をせざる得ない場面が多々ございます。確かにクラブごとに長年積み上げてきたノウハウというものは存在をしておりますが、運営形態そのものが硬直化する傾向にあります。結果としまして、現場の職員の意思疎通が非常に難しくなるというような弊害も出てまいりました。このような状況から将来児童クラブの運営自体が困難になるではないか、仮にそうなれば共働き家庭やひとり親家庭に対する影響は多大であるということで、大きな課題であると認識をしております。

次に、公営であるからこそ、将来の大竹市を担う子供たちを育てるという立場に立てるのではないかと、責任を持ってできるのではないかとという御質問でございます。今回の民営化の方針を提案するに当たりまして、民間委託した場合の業務分担についてお示しをしております。民営化する主な業務といたしましては、現場での児童の指導、あるいは遊びの提供、その他のお世話、保護者との連絡調整、またそれらを担う支援や補助員といった現場の職員の採用、あるいは労務管理などを想定をしております。一方、大竹市の業務といたしましては、児童クラブの設備や運営に関する基準の決定や利用者の入会決定、利用者負担金の徴収などを予定をしております。

児童クラブの設備や運営に関する基準につきましては、開所時間や開所日数、一クラス当たりの児童数や職員数、支援員の資格要件などを条例で定めておりますが、この基準については、民間委託した場合であっても、当然に遵守をされなければなりません。制度の根幹部分は大竹市が主導権を持って決定をいたしますので、将来の子供たちを育てるという役割は十分に責任を持って担えるものと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

基本的には、民間委託をすることのほうが、もっといいサービスができるんだという考え方なのかなと思います。しかし、私が申し上げておるのは、民間委託でないからこそ、公営でやるからこそ、きちんとサービスができるし、そのことが行政としての責任ではないですかということが、私の基本的な考え方でありまして、子育てであります。しかも子供の教育を兼ねたそういった保育の問題でありますから、こういったことを民間委託をすることが、結果として子育てを行政として放棄するということになるんじゃないだろうか、という心配をしております。保育所が委託になりました。また、これから今後ずっとそういった形で保育所も委託していく、給食センターも委託すると、児童クラブも委託していくということの中で、いわゆる子供たちにかかわる一番大切な部分を行

政の手から、根幹を握っとるんだから大丈夫だとそれはおっしゃいますけども、実際には民間委託することで、みずからの責任を民間に投げかけると、その中で事故がなくスムーズにいとるからいいんだという評価の仕方だろうと思うんですが、私はこれは、けしてそうではなからうと、公営でやればもっといいものができると考えるわけですが、そういった意味においては、私はもっと行政として携われる可能性というのを追求していただきたい。子育ての一番大事な部分をこうして民間に委託をしていくということは、結果として私は子育てに責任が持てなくなるのではなからうかと思えます。

そして、先ほども現場の職員に探してくきてくださいと言われた部分は、それは人を探しよるんですよという言い方だったように思うんですが、これ、よくあるですよ、実際に職場で。募集をかけております。だけどおらんのですと、だからあなたの友達でどなたかおったら連れてきてください。それはけして人を募集しとるんじゃないじゃなくて、みずからの責任を放棄しとるだけであります。やっぱりそういったところの考え方が、私は基本的にはもう間違っとるんじゃないかなという気がします。やっぱり経営者あるいは、責任者としてそういった従業員、あるいは支援員の確保ということについては、責任を持つということが大切でありまして、そういったことの考え方がやっぱり大切なところで、私とずれてるなど、それは行政の皆さんいろいろ考え方もあるでしょうし、全体を見ないけんという部分では大切なことだろうと思う。

私はこういったこと、子育ての一番大切な部分を民間に委託するという事の中で、大切な部分が行政としてやらないといけないところが、どんどん覆い隠されていくと、そういった子供たちがこれからふえていくということについて、懸念を持っとるわけでありまして。ぜひそういったことについても、お考えをいただきたいということで、保護者との先ほど連携といいましょうか、あるいは今回の問題は、保護者にはまだ通知がしてないということのようでもあります。恐らく保護者はこういったことを聞かれるとびっくりされるんだと思います。しかし、現状でいくと聞いたときには、もう決まっとるよと、議会で決まったんやということの中で、保護者は面食らうわけですよ。自分たちの意見をしっかりと企画、計画の段階から主張できるような体制をつくっていただきたい。

物事が決まってルールの中で、さあ、保護者の皆さん参加してください、そこで検討してくださいと言うても、それは意見を言うも言わんもないわけですね。もう決まっとるわけです。そうでなくて、こういった企画の段階で、例えば今の段階で、保護者や支援員の皆さんをこの協議会か、どういう組織かわかりませんが、入れて一緒に検討していただく、そういった中で問題の解決に向けた取り組みをしていただくということについては、私は重要な問題だと思うんですが、その辺の考え方についてはどうですかね。お伺いいたします。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） 先ほど業者選定の審査会に、保護者代表をあるいは支援員代表の参加ということも考えられるかもしれませんが、そういった方を入れていくということを検討しているということはお答えをさせていただきました。現状では制度の根幹部分といえますか、運営の公営化、委託化の判断については、行政サイドで行っておるところ

です。こういった制度の根幹部分ではなくて、実際に現場でどういうふうに運営をしたら保護者の意見を取り入れられるのかとかですね、そういった保護者とのつながりについてはまた御意見をいただける機会等については考えていきたいと思っております。制度の具体的な部分をどうしますかという、賛否を問うというではなくて、具体的な現場の御意見をいただくということは、今後可能かと思っておりますので、これは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

ぜひ早い段階から参加していただいて、しっかりといいものをつくり上げていただきたいということをお願いしておきます。特に支援員の皆さんや保護者の皆さんは、直接みずからの身分、あるいは子供の保育に関することでありますから、一番心配をされていらっしゃる部分だと思いますので、早い段階での御参加をお願いします。

それから、保護者の例えば組織といいましょうか、そういったものについては、以前も私はお伺いをしたことがあると思うんでありますが、組織されていないというでありました。そういったことで、現在そういったものが組織されているのかどうなのかということ。これがやっぱり一つには、こういった問題を解決していく上では非常に大切なことだと思いますので、そこを教えてください。

それから、整理をするために放課後児童クラブで過ごす子供たちの時間についてお伺いしたいんですが、利用形態でそれぞれ時間が違うと思います。一番長く利用する児童はどれぐらいなのか、あるいは短時間の児童は何時間ぐらいなのか、それで夏休みの期間中の児童というのは、何時から何時まで見てもらえるのかといった、先ほど人数は相当多かったと思うんでありますが、こう言ったことの中では、夏休みの支援員も相当たくさん必要だろうなと考えましたんで、三つの児童クラブを足しますと388名ですか。そういったことだと、相当な支援員が必要になってくるんだと思うんですが、こういった場合の支援員はどういうふうに確保されるのか、ということもついでにお願いをいたします。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） まず保護者会などの組織があるのかどうかという御質問でございます。

現在は、放課後児童クラブ保護者会というものはございません。ただ、保護者の間で主体的に組織化を図りたいということでありましたら、そのような方向に進むこともあるんじゃないかと思えます。ちなみに保護者への情報提供の方法としましては、毎月発行する児童クラブだよりであるとか、連絡メールサービスそういったことで対応しておりますので、必要な情報については迅速に提供させていただいているところでございます。

次に、児童クラブの利用時間についての御質問にお答えをいたします。通常の利用時間につきましては、月曜日から金曜日までは下校後から17時まで、土曜日は朝の8時から17時まで、延長する場合は、いずれも18時までの利用が可能となっております。

次に、夏休みなどの長期休暇中の通常の利用時間については、8時30分から17時まで、

延長する場合は18時まで、また早朝利用の場合は8時から利用が可能にしております。

次に、支援員の勤務状況といいますか、確保の方法につきましてですけれども、支援員が児童クラブごとあるいはクラスごとに、1カ月の勤務シフトを組んで、現場の職員はそのシフトに基づいて割り当てられた日に勤務をしているという状況です。頻度でいいますと、週4日の勤務シフトで回しているということですね。各クラスの利用の児童数に応じて、2名から4名。長期休暇中は多少ふえますけれども、1日の勤務時間は四、五時間、長期休暇は5時間から9時間、そういった勤務内容で勤務してもらっております。今回のコロナウイルス対応ですね、勤務時間の延長ということもありますけれども、長期休暇中につきましては、子供の数がふえるということで、支援員、補助員の確保がより必要になるわけですが、そういった場合につきましては、例えば単発的に休暇中だけ来ていただける方といった方もおられますので、そういった方を募集いたしまして、人数をふやしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ぜひ、保護者の声が届くような体制をつくっていただきたいということをお願いしておきますので、よろしくお願いします。

次に、地域医療構想についてお伺いをいたします。

厚生労働省が2018年に、病気やけがの治療で全国の医療機関に支払った概算の医療費が、前年度に比べて約3,000億円増加して、42兆6,000億円になったと。過去最高を更新したということを発表をいたしました。1人当たりの医療費は、4,000円ふえて33万7,000円、厚生労働省は高齢化や医療の高度化が影響しておることで、1人当たりの医療費は75歳未満で22万2,000円、後期高齢者の75歳以上になり4倍を上回る93万9,000円、2022年から2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、さらに医療の拡張が見込まれるということですが。

一方で、政府が検討している医療制度改革では、75歳以上の受診時の窓口負担を現在、原則1割から原則2割に引き上げた場合、医療給付費を年約8,000億円減らせると厚生労働省が試算としているということが、昨年12月2日の朝日新聞で報じられました。約8,000億円高齢者の負担がふえるということだと。医療費を抑える効果があるが、75歳以上は収入が減るのに、さらなる負担は生活を圧迫しかねないとの指摘もあります。1人当たりの平均年間収入は70歳から75歳で203万円ですが、80歳から84歳は169万円、85歳以上は163万円と徐々に減っていくわけでありまして。

こういった中での医療費の負担というのは、高齢者の生活を大きく圧迫すると考えるわけでありまして。政府は新年度の予算で、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年を見据えて、病床の削減を図ろうとする地域医療構想の実現を図るために、病床ダウンサイジング支援の予算を今年度84億円盛り込みました。しかし2月19日の説明会のように、公立・公的病院のみ集めて説明会を実施されるなど、私としてはなかなか理解できないわけでありまして。今後、民間病院も含めてというような話ではありますが、なかなか住民や国民には、見えてこない中での再編が進められていると考えるわけです。

現状の公立・公的病院が先行していると受けとめるわけですが、このことについて、担当としてはどう思われますか。私たち住民が求める病院の改革とほど遠いような気がするんですが、その辺のところの考え方についてお伺いします。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 公立・公的医療機関、こちらの再編を求められているところでもありますけれども、国が申しますのは、公立・公的医療機関自身が医療機関としての役割を、2025年を見据えた役割をしっかりと打ち出した上で、地域医療圏域の求められる病床数等を勘案して、まずは先に再検証していくということが、求められていると思っております。民間医療機関をあわせて検証するというには、今のところなっておりませんが、まずは公立・公的医療機関、こちらが求められている役割を検証するということが、第一段階だと考えておりますので、私どもも地域医療構想調整会議のほうで、もう一度最初に確認した上で、次の第2段階として地域の中でのベッド数等を検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

それで、先ほどの国の令和2年度予算の84億円ではありますが、地域医療構想の実現を図るということから、統廃合による病床を廃止する際の財政支援を実施するという一方で、国の補助を10分の10ということでもありますから、これ全額補助するんだろうと思います。当該補助制度は令和2年度に限りやる。令和3年度以降は、消費税財源を用いて対応したもののなかで進捗を踏まえて、これはつくっていくということではありますが、この10分の10の補助というのは、令和2年度限りということでもあります。病床削減に伴う財政支援を稼働病床、稼働している病棟より病床を削減した病院等に対して、1床当たり病床稼働率に応じた額を交付するということではありますが、これだけに限らず統廃合によって廃止病院の財産を引き受けた場合には、逸失利益の補填もするというようにも考えているようであります。地域住民の医療や介護のニーズに真摯に向き合い、国のこうした動きにきちんとした対応を、地方自治体としてとる必要があると思うわけでもあります。

日本国立病院労働組合は、厚生労働省は医療提供体制の将来を見据えて、地域医療構想をてこにし、都道府県に病床削減計画をつくらせ、2025年の病床数を大幅に減らす計画を実行しようとする。慢性的な人手不足と高度化する業務内容によって、長時間労働が強いられている医療現場の切実な声を一切聞かず、機械的な分析による公的医療機関の縮小、再編を押しつければ、患者や家族の負担を今まで以上に重くし、医療難民、介護難民などを追い込むことになりかねません。今は政府や厚生労働省が行うべきことは、医師、看護師、そして介護職員などをほかの先進国並みにふやし、誰もがいつでもどこでも安心して十分な医療や介護のサービスが受けられる体制を速やかに構築することですと、反論をされております。住民の福祉の増進を使命とする地方自治体は、国の言いなりでなく地域と健康を守る役割を果たすべきと考えます。

今回の私の一般質問は、子供の貧困対策、放課後児童クラブの民営化、公立・公的病院

の病床削減と機能集約について伺いました。山崎は引き続き社会的弱者の支援について、積極的に取り組んでいきますことをお約束して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 私が高校生のころ読んだ本に、イザヤ・ベンダサンの「日本人とユダヤ人」という本があるんですけども、その本の中で日本人は水と安全はただと考えているという一説があって、ああそんなもんかと高校時代は思ったんですが、今はそんなことを思っている人は多分一人もいないと思います。それで、私は「ルポ貧困大国アメリカ」という本を書かれた堤未果さんの「日本が売られる」という本を読みまして、驚愕の事実を知り、基本的に水道事業というのは、絶対に民営化すべきではないという観点から御質問をしますので、答弁をよろしくお願いします。

その本によりますと、いわゆる昨年10月の改正水道法の施行により、自治体が施設を保有しつつ、運営権を民間に売却するコンセッション方式の導入が可能となりました。この改正水道法の成立過程とその内容の問題点を、まず紹介したいと思います。成立過程の問題というのは、衆議院厚生労働委員会であった9時間、こんな重要な問題がたった9時間、本会議で2日で決まったということでもあります。さらに、この法案が、成立したときに、オウム真理教の死刑執行の話題が新聞とかマスコミでそれだけ捉えられて、この大事な水道民営化というコンセッション方式の導入という問題が、本来なら新聞の一面とかで取り上げられるべきところを、それが隠されてしまったということです。新聞やマスコミは何かというと、成立した後にその問題点を指摘しても、これはいかななものかと私は当時それを思いました。

それと、そういうところが成立過程の問題点でありまして、また法案の内容としましては、財政難の自治体に対し、企業に運営権を売った自治体は、地方債の元本一括繰り上げ返済の際、利息が最大全額免除されるようにしたと。そして、水道料金は厚生労働省の許可がなくても、届けさえ出せば企業は変更できるようにした、というようなところを含んでおります。結局これは規制緩和、民営化がよしとするそれを金科玉条とするような、誤った路線に基づいているものだと思います。民営化の問題点というのは、例えば電力で言えば一つの送電網を複数の電力会社が共有するので、当然サービスの内容とか、価格の安さなどによる競争力が期待できますが、水道の場合、1本の水道管がつないで一地域に1社独占となって、こういう競争力のシステムが機能しないという問題を抱えておると思います。

そういう点からして、民営化されれば企業は利潤追求をするでしょうし、メンテナンスは縮小最低限になった上、非熟練の人たちをふやすようにすれば、事故もふえるというような危険性があります。特に海外では一度民営化した後に料金が高騰したり、安全性が阻害されたという事実が露見するにつれて、再公営化という道を歩んだところも多々あります。この再公営化となると、また余分な費用負担が発生するわけで、そういうことはまず避けるのが賢明かと思えます。

ただ、この民営化ということに関しましては、宮城県が議会で議決をし、2022年度に民営化による事業開始を目指しております。浜松市は、下水道をフランスのヴェオリア社を代表とする特別目的会社浜松ウォーターシンフォニーへ売却しましたが、上水道に関しては住民の反対が根強く、現在、検討を延期しております。とにかくこの民営化ということについては、かなりの問題点があるということについては、まず指摘しておきたいと思っております。

それに関連してですが、広島県は、独立採算制で水道事業を実施している21市町のうち、2022年度に賛同する市町と県が統合し企業団を設立、2023年度事業開始を目指すとの工程表を示していることが、2月21日の生活環境委員協議会で説明されました。これは多分財政基盤の強化を狙ったものだと思います。例えば、山口県においてJ Aが一つになったというようなものだと思います。結局、広域連携になる一つの理由としては、料金をできるだけ安く維持するとか、施設管理、技術者養成などの面から、これからの少子高齢化で、利用人口の減少などに対応していこうというものだと思います。そこで、大竹市には、まず、今後とも水道事業の公営を堅持する覚悟があるのかどうかということ、聞きたいと思っております。

次に、広島県などとの連携で統合したとしたら、料金や施設管理、技術者養成などがどうなるかという範囲をシミュレーションを、具体的に示していただければと思います。それと、連携に参加するならば、参加する際の判断のポイントというか、一番留意する点を説明していただければと思います。いずれにしても、尾道市は現時点で賛同しないと表明しており、広島市も積極的ではないような感じであると、生活環境委員協議会で説明がありましたが、単独でいけるかどうか、または連携しなきゃいけないか、どうかはともかくとして、とにかく水道事業は公営化を維持するのが大前提だと、水道というのは利潤というか利益を求めるものではなくて、住民に安く安全な水を提供するのが第一義だということを考えていただきたいと思っております。

それから、次に、市営住宅における独居高齢者についてお伺いしたいと思います。

現在、市は市営住宅入居に際して、連帯保証人を不要とする条例改正案を提出しており、生活環境委員会では可決すべきものとされましたが、これはセーフティーネットの最後の砦である市営住宅入居に、連帯保証人確保の条件を外したことは賢明な判断だと私は支持したいと思います。結局これは岡山市が住宅弱者の救済のため、保証人の規定を外したのが全国的に波及したということだと思いますが、やっぱりよいことは追随することにちゅうちょする必要はないと思っております。

聞きたいのは、これまで保証人がいないため入居できなかった人はどのぐらいいますか。また、市営住宅における独居高齢者はどれぐらいの割合になりますか。さらに孤独死防止などの見守り策は、どのようにされていますか。そして、これは市営住宅に限りませんけれども、他市町村で独居高齢者の見守りに企業や郵便局と提携を結んで、見守り活動をしているところがありますけど、大竹市の状況はどのようになっていますか。答弁よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いた

します。

なお、再開は13時ちょうどを予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。

それでは、先ほどの一般質問及び総括質疑を続行いたします。

小中議員の質問に対する答弁からお願いいたします。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様方が大変大切に思い、また誇りにも思っている水道事業につきまして、御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、小中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の水道事業の公営維持についてでございます。議員御指摘のとおり、昨年10月の改正水道法の施行により、地方公共団体が水道事業者等の位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式の導入が可能となりました。既に宮城県においては、導入に向けて手続を進めていると伺っております。本市におきましては、令和元年度及び令和2年度の2カ年で、今後30年間における水道事業の経営戦略の策定を進めており、公営での運営を基本に検討しているところでございます。

また、広島県企業局が中心となって進めている広域連携の協議では、コンセッション方式は現在のところ検討の対象としておりません。県の考え方は、安全・安心な水を適切な料金で安定供給していくことは、水道事業者である地方公共団体の責務であるとされています。ただし、委託等が可能な業務については、さらなる民間活用も検討していくこととしています。

次に、県が示す広域連携に参加した場合の料金や、施設管理、技術者養成についてでございます。現在示されている行程では、まず参加する市町と県で企業団を設立し、参加市町の水道事業を引き継ぎ運営を一本化いたします。総務部門の業務が一元化されるため、施設管理や技術者の養成については、この段階で企業団に移行することとなります。一方、料金については、おおむね10年間は参加市町の水道事業ごとの区分経理とし、料金体系もそれぞれの水道事業の実態に応じた設定で運営されます。また、この10年間で国からの交付金を活用した施設の最適化による事業間格差の縮小に取り組むこととしております。施設の最適化事業がおおむね完了する10年後に実績を踏まえて、運営のあり方を判断していく中で、会計の一本化と料金統一の可能性について、改めて検討することになっております。

本市の広域連携への参加につきましては、安全・安心の確保、水の安定供給、持続可能

な事業運営などの観点から、より望ましい体制を選択していくことになります。具体的には現在、策定中の経営戦略の分析結果等と、県から示される広域連携した場合の組織、料金、効果などを比較して判断することになります。また、本市は上下水道局の体制をとっており、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業の3事業を効率的な人員配置のもとで、運営しています。このため、仮に広域連携に参加するならば、3事業一体での移行が望ましいと考えています。なお、広域連携に参加する市町の状況によっては、想定するスケールメリットが得られないことも考えられますので、広域連携協議会での議論を踏まえながら、適正に判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市営住宅における独居高齢者についてでございます。本年4月1日に施行される民法改正がきっかけとなり、国土交通省の公営住宅管理標準条例（案）が改訂されました。これは単身高齢者の増加などを踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保できないために住宅に入居できないといった事態が生じないよう、保証人に関する規定が削除されたもので、本市でもこのことを踏まえ、条例改正を行おうとするものでございます。大竹市では、市営住宅に申し込みをされ、保証人が確保できなかったため入居できなかった事例は、近年では年に1件程度となっております。

次に、65歳以上の独居高齢者の入居割合は、本年1月末時点で市営住宅の総世帯数565世帯に対し、約32%となっております。なお、これらの方々に身寄りあるかどうかまでは、把握しておりません。孤独死防止の見守り策は、指定管理者においてドアロックサービスを行っております。具体的には毎月の見回り点検時に、独居高齢者に限らず、全ての世帯の郵便受けを確認し、不自然に郵便物がたまっている場合にはドアロックを行い、返事がない場合は本人に連絡をして事情を伺っております。

また、収入申告や減免申請等の書類の返送や連絡がない場合にも、電話等により確認を行っております。

また、市営住宅のみが対象ではございませんが、本市では高齢者等の見守りを推進するため、企業と高齢者等地域見守り活動に関する協定及び地域福祉の推進等に関する包括連携協定の2種類の協定を締結しています。

一つ目の高齢者等地域見守り活動に関する協定は、締結先の事業所等が日常的な業務の範囲内で、高齢者等に対して何らかの異変を察知した場合に、市への連絡や必要に応じて安否確認、声かけ等を行うものでございます。なお、緊急性があると判断したときは、警察署、消防署等の関係機関に通報することもあります。現在、市内の金融機関、電力会社等4企業と協定を締結しております。

二つ目の地域福祉の推進等に関する包括連携協定は、高齢者等地域見守り活動に関する協定の項目に加え、健康増進、食育の推進等に関することや道路の損傷、不法投棄などの発見報告等の内容も含まれております。この包括連携協定は、現在、金融機関と移動販売を行っている企業の2社と締結しております。

本市の高齢化率は、令和2年2月末現在で、約35%であり広島県全体や全国よりも高齢化が進んでおります。今後も高齢化が一層進んでいくと見込まれる中、年齢を重ねましても住みなれた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、今後も協定先の拡大を含

めた体制づくりを推進したいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） まず、一般質問に当たりまして、冒頭名前を述べるのを失念しておりました。おわびして訂正します。一人会派の小中と申します。

市長から御答弁いただき、ありがとうございます。

今後30年間は、とりあえず公営を基本に考えていかれるということで、全く心強い限りであります。そこで一つお伺いしたいのは、保守点検は民間に委託しているということですが、その民間の保守点検のチェックをする技術者は、エキスパートとしてチェックされているのかどうかということと、広域連携で広島県の企業団に参加した場合、10年後には技術者はそちらで吸収されるということですが、それまでは技術者を育てるのか、それとも例えば出向とかいう形で広島県の企業団のほうに行くのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 業務課長。

○上下水道局業務課長（北林繁喜） それでは、2点ばかり御質問ございました。

まず、保守点検を民間委託しておりますけど、その施行のチェックですね。これは私どもの技術職員のほうで行います。それから広域連携、県の企業団は10年後に本格的な事業統合等を計画されておるところですが、その扱いについては今後参画する市町とまた協議をして、出向等の役割分担をされていくものと聞いております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ありがとうございます。

納得できる答弁はいただけたと思います。水の安心・安全を守りかつ廉価な水道を提供するためには、水道事業の公営維持が不可欠だと考えております。市長がおっしゃったように、公営維持を基本にこれからも事業を展開していただきたいと思います。水道事業の公営維持が不可欠についての質問はこれで終わります。

第2点の市営住宅における独居高齢者についての質問ですが、これもドアノックサービスを初め、適切な見守り活動をやっておられるということなので、特にこちらから追加で何か言うということもないんですけども、高齢者の見守り活動の企業との協定で、これまでの活動としてどのように評価され、どのような効果があるかということと、今後さらにその協定の業者をふやしていくのかどうかについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（寺岡公章） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） 協定につきましては、協定の締結先である例えば金融機関について、認知症の疑いのある方を発見されたとか、そういった情報が専門の相談機関へ連絡があったといった事例が過去にはございます。高齢者を見守る方や団体をふやしていくということが望ましいと思いますし、協定を締結することによって、その企業の従業員であるとか、職員の方、そういった方に地域の高齢者を見守るといった意識をつけていただ

くといったところで、必要ではなかろうかと考えております。

それから、今後につきましては、先ほど答弁もありましたように、随時拡大をしていきたいと思っております。個別に訪問を行う事業者であるとか、あるいは金融機関等も幾つかしておりますけれども、まだされていない金融機関、あるいはライフライン等の事業者等に向けて、協定の締結について進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ありがとうございます。

高齢者などの安全・安心を確保するために、これからも今までされてこられた活動をより強化されることを望みます。どうもありがとうございました。

質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、2番、藤川和弘議員。

〔2番 藤川和弘議員 登壇〕

○2番（藤川和弘） 2番、新和会の藤川です。私は阿多田島地区、乗船支援についてというテーマに基づいて質問させていただきます。

阿多田島の人口が減っている中、阿多田島での養殖や漁獲量は、広島県内ですばらしい数字を残しております。そんな阿多田島の島民の皆さんが大きく負担になっておりますのが、フェリー代です。ことしの1月18日基地周辺対策特別委員会で、阿多田島の皆さんと意見交換会がありました。私は基地周辺対策特別委員ではないのですが、傍聴に行かせていただき、話を聞かせてもらいました。診療所の話もあったことから、たくさんの方が参加してくださいました。阿多田島の皆さんとの意見交換の前に、委員長からきょうは何でもいいです。突拍子もないことで構いませんので、御意見がありましたらお願いしますと。ですが、多くの意見は生活に密着している騒音問題、防音工事、フェリー運賃の話だったと思います。その他たくさんのお意見をいただきました。

そこで私は、1月18日の意見交換会に来ることができなかった若い方の話を聞きたくなり、2月6日に阿多田島に行き、30代から50代の約15人前後の皆さんに集まっていただき、意見交換会をいたしました。私と同世代の人たちが多かったので、きょうは何でも言ってくれと、例えば海水浴場、温泉施設、宿泊施設、阿多田島に欲しい何でも言ってくれと、ですが意見は出ません。意見交換会は私の思いとは全く違うものとなりました。私は海水浴場や温泉施設、宿泊施設等で阿多田島をにぎわいのある島に、10年後20年後、阿多田島をどうしていきたいか、たくさんのお話が出てくると思ったんです。少し静かな時が過ぎ、参加してくれた人が口を開きました。海水浴場、温泉施設、そんなんつくれるんならフェリー代をどうにかしてほしいと。海水浴場や温泉施設なんて二の次、まずは今住んでいる島民が住みやすい島に、将来のことより今なんだと。私は恥ずかしくなりました。確かにそうです。騒音問題、診療所の問題、フェリーの問題を抱えている阿多田島、今住んでいる方が少しでも住みよい島にするのが先だと、方向性を変えて阿多田島の今を問題テーマに話が始まりました。

皆さんの御意見が出始め、意見は、騒音問題、米軍岩国基地の滑走路が沖に伸びてから

飛ぶ回数もふえた。フェリーの話ではフェリーの運賃、フェリーの運航時間、フェリーの便数、中学生、高校生になると小方港からの最終便18時45分に間に合わない、私の知っている限り多くの子供たちがフェリーに乗りおくれるからと、部活動や塾やスポーツクラブ、習い事等に影響が出ております。高校生になると、阿多田島を離れ親戚のお宅から学校に通っている子供たち、アパート等を借りて通っている子供たちもいると聞いております。ほかにたくさんの御意見をいただきました。騒音問題、フェリー代、この二つに話が絞られ、話は進み、気がつけば3時間、それだけ騒音問題、フェリー代に困っているのです。あたたかあたたか基金の中に公的証明書交付事業、妊産婦健康診査等支援事業、障害者支援事業、高齢者離島対策事業、介護サービス利用支援事業、遠距離通学支援事業があります。この中には阿多田島にお住まいの方に対して、フェリー代の一部を助成する事業が含まれております。既にこれだけの助成をしていただいている、いろいろ案を出していただき、阿多田島の方の負担を少しでも軽くするため、職員の皆様が努力していただいていることがわかりました。ありがとうございます。

ですが、大竹市の中で最も騒音被害を受けております阿多田島に、さらに助成していただきたい。令和2年1月調べで阿多田島の人口269人、フェリー代の助成を受けている方約120人、残りの約150人の方にフェリー代を助成していただきたい。現在、阿多田島には二つの海上釣り堀があります。一つは、平成22年度にオープンしました。オープン前の平成21年度のフェリー代旅客人数は、5万5,637.5人、翌年一つ目の海上釣り堀がオープンした平成22年度の旅客数は6万4,644.5人と、約1万人の旅客数が伸びております。現在では二つの海上釣り堀があり、各代表の方に釣り堀利用人数を確認したところ、二つの海上釣り堀で年間約1万人の方がフェリーに乗り、阿多田島に渡り海上釣り堀を利用しております。令和元年のフェリー旅客数7万116.5人、十数年さかのぼってみても、7万突破した年はありません。この中の往復約2万人の方が釣り堀のお客様です。阿多田島の人口が減っているにもかかわらず、年々フェリー旅客人数がふえているのは、阿多田島で頑張っております企業の努力としか言いようがありません。阿多田島の方たちは、フェリーをたくさんの方に使っていただこうと努力をしています。騒音問題は、岩国基地がある以上難しい問題です。阿多田島の方は我慢しております。ぜひフェリー代の助成のない方々にも、助成をしていただきたい。

そこで問わせていただきます。再編交付金が令和3年度で終了いたします。米軍基地が存在する限り騒音被害は続く大竹市阿多田島、令和4年度以降、再編交付金にかわる新たな交付金制度に向けて、本市はどのような要望活動に取り組んでいるのか。今後、どう取り組むのかをお尋ねいたします。

また、平成19年度から始まった再編交付金、以前の資料を見たことがあるんですが、阿多田島に使われております再編交付金は、全体の10%だと記憶しております。大竹市で一番騒音問題等で困っております阿多田島に、交付金をもう少し使っていただいて、フェリー代の助成を受けていない方にも、フェリー代の助成をお願いしたいのですが、どうお考えかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 全国民にかわり、我慢をする。特に米軍岩国基地周辺で騒音の影響が一番大きい阿多田島の島々の方々に、気遣いされての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えをいたします。

再編交付金は、国と在日米軍が協力して、我が国の平和を維持することに一定の理解を示し、再編を促進するため岩国基地への艦載機移転計画を容認したことから、交付されているものでございます。この交付金を財源といたしまして、平成19年度以降、市民の皆様が安心・安全の向上や将来を担う子供たちのためにとの観点から、知恵を絞りながらさまざまな事業を進めてまいりました。とりわけ、再編に伴う航空機の騒音被害等の一層の増大により、日常生活のあらゆる場面で我慢を強いられることになる阿多田地区に対しましては、十分な配慮が必要と強く認識をしており、これまで、診療所の運営補助のほか、防災コミュニティグラウンドの整備、あたたハマチとレモンのブランド化、老人集会所の改修などを実施してまいりました。

御紹介にありましたあたたかあたた基金では、平成28年度から阿多田郵便局での公的証明書の発行や、高齢者、介護サービスの利用者、障害をお持ちの方、妊産婦、高校生などを対象としてフェリー代等の助成事業を実施しております。これは、島民の皆様がどのような支援を望まれているのか、直接御意見を伺い、ニーズが高い効果を実感していただきやすいものを中心に、制度化したものでございます。

御指摘にありましたように、全ての島民の方を対象とした制度にはなっていないので、同じように騒音等の不安を感じられている中で、フェリー代の負担軽減という点では必ずしも恩恵を受けていない方がおられます。島民の皆様の日々の御負担、御苦労を考えますと、議員が御提案に至ったお気持ちは十分理解できます。しかしながら、国からの新たな支援策の確約がない中で、現時点においては限りある財源でもございます。対象を広げ毎年の費用を増加させることは、制度の持続性を犠牲にすることになってしまいます。そのため、まずは市民の当然の権利として、公的なサービスを受けるため、あるいは教育を受けようとしたときに、離島であるフェリーを使わなければならないということが、できるだけ負担にならないよう、このことに考慮して対象者を限定させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

現行の再編交付金は、令和3年度で終了することが決定しております。しかしながら、基地がある以上、騒音がなくなることはありませんし、安心・安全といった生活上の懸念が払拭されることはありません。その意味でも再編交付金にかわる新たな支援策は、当然に必要なものと考えており、これまでも事あるごとに国に対して要望し続けてきております。今後も、島民の皆様、市民の皆様の負担軽減や安心・安全の確保、地域や市全体の活性化のために、恒久的かつより自治体の裁量が発揮しやすい制度として支援が得られますよう、強い決意をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 答弁ありがとうございます。大竹市のための再編交付金にかわる新たな交付金制度に向けて、引き続き要望活動をよろしく願いいたします。

そして、大竹市で最も騒音被害があります阿多田島の方や大竹市民の生活の負担が少しでも楽になりますよう、よろしく願いいたします。

私は、さらに阿多田島の方の意見が聞きたく、2月20日に阿多田島に行きました。島の方にお話を聞くと、まずは騒音被害の話が出てまいりました。滑走路が沖に延びてからは飛行機が阿多田島の上空を通過する回数がふえた。曇りの日は低空飛行しているのでいつもより音が大きい。夜8時ぐらいまで飛行機が飛んでいる、寝れない。阿多田島は漁師まちです。漁期シーズンに入りますと夜中の1時起きです。騒音被害に加え、睡眠被害もあります。阿多田島の方とお話ししている間も飛行機が阿多田島の上空を通過しているときは目の前の人の声も聞こえなくなり、話がとまります。飛行機が去り、やっと会話が再開できる状態です。

介護されている女性の方は、診療所から先生がいなくなったら夜が心配、夜が怖い、先生がいてくれると安心できると、1歳から6歳の子供、未就学児がいらっしゃる方、数名に話を聞きました。診療所から先生がいなくなる不安から始まり、次にフェリーの運航時間が不便だと、詳しく話を伺うと、例えば兄弟のいる御家族で子供を病院に連れていくとき、阿多田港発2便の7時30分のフェリーに乗ります。子供を保育園に預けていきたいけど、阿多田保育園は8時30分からです。子供を預けることができません。病院は9時からなので、帰りのフェリー、小方港発9時30分のフェリーに間に合いません。診療が終わるのが2時間後の11時として、帰りのフェリー、小方港発は14時40分、その間の約3時間40分は体調の悪い子供を連れて待合室で待っている状態です。

次に、阿多田港発3便の12時30分のフェリーに乗るとします。阿多田保育園はあいていますが、預けることができません。それはなぜか、多くの病院はお昼からの診察が14時から、帰りのフェリー、小方港発は14時40分があるが間に合いません。保育園が終わるのが17時、帰りのフェリー、小方港発は17時15分、既に保育園が終わっている状態です。2便、3便で出かけても子供さんを保育園に預けられないし、帰りのフェリーまで長い時間待合室で待ってないといけません。子供を病院に連れていくのにこれだけ大変なんだと、陸続きでない阿多田島、交通手段はフェリーです。フェリーが1日5便しかない不便さ、騒音被害、睡眠被害のある阿多田島の人たちはそれでも我慢をしている、せめてフェリー代を何とかしてほしいと。JRの料金は未就学児無料、大竹市のこいこいバスも未就学児無料、阿多田島フェリーは未就学児に料金が発生しております。現在、阿多田島には1歳から6歳の子供さんが13名いらっしゃいます。生活の負担を少しでも軽くするために、阿多田島フェリー、未就学児を無料にさせていただきたい。ネウボラを導入し、子育てを支援する仕組みをつくり、進める大竹市、阿多田島フェリー代を未就学児無料にさせていただきたいが、お考えをお尋ねいたします。

○副議長（寺岡公章） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 失礼いたします。未就学児のフェリー代についてでございます。

現在、阿多田島のフェリーは、大人1人と未就学児1人が利用した場合は未就学児分のフェリー代は無料となります。しかし、大人1人と未就学児が2人以上利用した場合は2人目から未就学児分のフェリー代が有料となります。本市のフェリー代助成事業としては、阿多田島住民の経済負担の軽減や生活の安定を目的に再編交付金を積み立て、あたたかあたたか基金を財源とし、妊産婦の健康診断や障害者、高齢者などの支援事業が行われております。議員の御指摘のとおり、未就学児を対象としたフェリー代助成事業は行っておりません。

今後についてですけれども、財源の確保や制度の持続性などの課題はありますが、阿多田島の医療環境なども変わっておりますので、他の助成事業と同様の未就学児を対象としたフェリー代の助成が可能かどうか、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 答弁ありがとうございます。子育てをしている方々の生活の負担を少しでも軽くできますよう、フェリー代未就学児無料、前向きに御検討、どうかよろしくお願いします。

フェリー代の助成事業の中には高齢者移動支援事業があります。高齢者移動支援事業とは、70歳以上の方が無料となる利用券、年間48枚まで使える支援事業です。阿多田島には70歳以上の方が令和2年1月調べで86名いらっしゃいます。86名の方に48枚、合計で4,128枚の無料券が出ております。ですが、実際に使われております無料券は平成30年度で2,470枚、約半分しか使われておりません。利用券が48枚ですと、阿多田島から出かけて帰れるのは1月2回分の利用券、阿多田島の方々が待ちに待っていたフェリー代無料の利用券、使われていないのが不思議に思い、聞いて回りました。使われていない方は、体の調子が悪く、阿多田島から出れず、使いたくても使えない、または、病院に入院しているから使えない、もちろんお元気な方は足りてない、そういう御意見もいただきました。使いたくても使えない無料券、もっと有効利用できないか。提案なのですが、高齢者移動支援事業、70歳からを60歳にしてみてもどうか。阿多田島に60歳代の方は令和2年1月調べで35人いらっしゃいます。35人の方に年間48枚の利用券を出しても1,680枚の利用券で済みます。使われていない利用券でほぼ足りる枚数です。ぜひ高齢者移動支援事業、70歳からを60歳に考えていただければと思います。

そこで問わせていただきたいのは、高齢者移動支援事業、70歳以上の方が無料となる利用券、約半分しか使われていない現状をどうお考えなのか。また、使われていない無料券、予算内でもっと有効利用できる方法を考えていただきたいのですが、お考えをお伺いいたします。

○副議長（寺岡公章） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） 高齢者移動支援事業の平成30年度の利用状況でございますが、議員御指摘のとおり、対象者数に48枚を乗じた枚数に対し、実際に使用された枚数の割合は約65%となっております。しかしながら、対象者の数に対して1回でも使用された方の割合では約77%、4人に3人以上の方が利用されており、さらに1人当たりの使用枚数は

約40枚となっております。対象者の中には、施設に入所されたり、入院されたりなどの理由により交付を受けてない方が含まれていることを考えれば、多くの方に御利用いただき、有効に活用していただいていると考えております。

続いて、使われてない無料券の有効利用ということで、対象年齢の引き下げに関する御質問でございますが、本事業は高齢者の外出を支援することで健康維持につなげることを目的とした事業でございます。また、もともと阿多田島の島民の方からの要望を受け、近隣自治体における同種の制度と基準を合わせる形で、70歳以上の方に対し48枚年間交付するという形で開始した経緯もございます。

今後の事業のあり方につきましては、こうした事業の目的や経緯のほか利用実態などを考慮しながら検討してまいります。事業の持続性を考えれば再編交付金にかわる新たな財源がない限り、事業費の拡大につながる基準の見直しについては慎重にならざるを得ないということをお理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 答弁ありがとうございます。予算内で構いません。有効利用のほうを少しでも前向きに考えていただきたいと思います。

私は7年間、漁期シーズンだけですが、阿多田島に通っていたことがあります。阿多田島の島民の方ほどではありませんが、騒音被害、離島での不便さがわかります。インターネット等で買い物をして、荷物を一つ阿多田島に運ぶだけでもフェリー料金が発生し、例えば家具や電化製品を買い、業者の方がトラックで家具や電化製品を阿多田島に運ぶと自動車航送運賃が発生し、軽トラックの平均の長さ約3.5メートル、長さ3メートルから4メートルの車、片道3,770円、往復で7,540円、品物代金と別にかかります。阿多田島に物を入れるときと同様、阿多田島から物を出すときも料金が発生いたします。物を運ぶときにかかるフェリー代は阿多田島の生活に大きな負担となっております。これは阿多田島で生活している人にしかわかりません。騒音被害、睡眠被害、診療所の不安、フェリー代の負担、阿多田島の島民の皆さんの気持ちになって考えていただいて、大竹市で一番騒音被害等で困っております阿多田島に交付金を使っていただいて、未就学児フェリー代の無料、高齢者移動支援事業で使われていない無料券の有効利用方法、さらに、全島民の皆さんに少しでも構いません、フェリー代の助成をお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて、6番、小田上尚典議員。

〔6番 小田上尚典議員 登壇〕

○6番（小田上尚典） 6番、清誠クラブの小田上です。明るく元気に前向きな一般質問となるよう頑張りますので、御答弁よろしく申し上げます。

通告のとおり、このたびは、消防団のこれからについてとマイナンバー活用について伺ってまいります。

あすは3月11日、東日本大震災から9年を迎えます。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、式典などが中止になっていますが、ここ数日はテレビの特集なども放送され、そ

のたびにあのときの記憶がよみがえってきます。初めての一般質問では臨時災害放送局、いわゆる災害FMというラジオを取り上げさせていただきました。これは阪神・淡路大震災のときに災害時の情報収集のツールとして、ミニFMやコミュニティラジオが活用され、ラジオの果たす役割の大きさを証明するきっかけとなり、東日本大震災でも活用されました。二度目の一般質問では公衆無線LANの活用、これは熊本地震の際に大きな役割を果たし、その後の災害時にも運用されることとなったファイブゼロジャパンなどの無料のインターネット回線の環境についてでした。同僚議員からも防災に対する質問がございました。災害はいつ起こるかわかりません。さまざまな災害が起こるたびに法律が改正されるなど、体験や記憶が現在の私たちの生活に教訓として生かされています。まずは、そのような災害時に大きな力となってくれる消防団の団員確保についてです。

大竹市の消防団は団本部を初めとする各地12の分団、330名の定員で活動しているのは皆さん御存じのことと思います。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月に公布されて以降、どのような変化があったのでしょうか。地域防災力の中核と位置づけられた非常備消防の消防機関であり、地域密着性、要員動員力、即時対応力がさらに必要とされ、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中では、その役割は多様化して増加するばかりです。その中で団員確保は大きな課題の一つであり、団員の減少は地域防災力の低下に直結します。全国的に見れば消防団員数は年々減少しておりますが、本市においては平成31年4月1日現在、定員330名に対し329名と、大竹市への地元愛と責任感を感じる数字です。しかしながら、この数字、本市は平成23年と平成26年に定年が延長されたことによる効果もあります。令和2年は部長以下の定年が60歳から65歳へと延長された平成26年の改正の効果なくなる年とも言えます。消防団員の平均年齢は上昇し、全国平均41.6歳であり、本市においても同様の傾向が見られます。ことし2月末では団員数は318名となり、分団によっては定年退職による世代交代の際の組織編成に苦慮しているところもあると伺います。団員が個別に勧誘活動を地道に行っていることもあり、ことしの消防出初め式でも新入団員を迎えられたことはとても喜ばしく、感謝すべきことです。行政側としても団員確保に向け、さらなる活動をしていかなければならないのではないのでしょうか。どのようなお考えをお持ちか伺います。

次に、消防団の活動費です。

消防団員の身分は非常勤特別職の地方公務員となりますが、実際に団員として活動されている方々は、みずからの地域はみずからで守るという郷土愛の精神に基づき活動されているボランティアの側面も大いにあると思います。

その活動をしていく中では、納得の上ではありますが、団や分団の運営のためにみずから自腹を切ることもあるそうです。以前は地域で支え合いながら運営していたこともあったようですが、社会情勢や暮らし方の変化もあり、以前の方法では賄えずに運営に困っているところがあるのも事実です。

団員の確保の次に上がってくる課題として、消防団に係る経費の不足が課題と、平成30年1月に発表された消防団員の確保方策等に関する検討会の報告資料からも読み取ることができます。他の地方自治体では消防団運営交付金などの措置を設け、柔軟な対応ができ

るようにしているところもあります。冒頭で触れた法律の13条の消防団員への処遇の改善にもつながるのではないかと思います。現状をどのように捉え、今後どのようなお考えをお持ちか伺います。

次に、マイナンバーカードの推進、マイナポータルの活用について伺ってまいります。

マイナンバーとは、日本に住民票がある全ての人が持つ12桁の番号のことで、社会保障、税、災害対策という三つの分野で複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用されるものだと思います。

2015年10月ごろからマイナンバーの記載された通知カードの交付開始、2016年よりマイナンバー制度が開始され、マイナンバーカードの交付が開始されました。2017年からはマイナポータルの本格運用が始まり、現在では確定申告の際にe-Taxを利用し、自宅にしながら確定申告を済ませることができるようにもなっています。今後は保険証利用なども視野に入り、ますます利便性が向上するものと思われれます。

しかしながら、このマイナンバーカードの交付率、全国が15%、本市は2月9日時点ではありますが、交付率14.6%であり、平均的な数字、低調な状況に変わりはありません。現状60代の方への交付が多くを占めるという数字も出ており、デジタル機器の操作に抵抗の少ない若年層の交付率が振るわない現状があります。

マイナンバーカードの交付が少ないことによる影響は、それを利用した行政サービスが利用されない上に、マイナンバーカードを用いなければアクセスできないマイナポータルの利用も必然的に低調になるなど、負の循環に陥ってしまいます。この状況を変えるにはまず魅力の創出が必要ですが、利便性の向上で真っ先に上がるものがコンビニでの住民票の写しなどの交付です。近隣の市ではコンビニ交付は既に行われていますが、現状、本市では導入されておりません。本市でも何もしていないわけではなく、交付の電話予約という新しい運用が始まり、現状よりも利便性は高まりますが、市役所まで足を運ばないといけないという部分はどうしても残ってしまいます。

本市の令和2年度予算では市税などのコンビニ支払いに向けた予算も計上されており、コンビニによる行政サービス提供の利便性は十分に理解されておられると思いますので、コンビニ交付の導入に向けてのお考えを伺います。

そして、基本となるマイナンバーカードの交付の推進についてです。

マイナポイントを活用したポイント還元事業をことし9月に迎えるに当たり、どのような推進活動をされているのでしょうか。マイナポイントとは、マイナンバーカードを持っている人がキャッシュレスでチャージまたは買い物をする時と国から5,000円を上限とした最大25%が還元される仕組みです。つまり、2万円チャージすれば5,000円プラスされるということです。そのマイナンバーカードを使ったポイント還元を受けるためには事前のマイキーIDの登録など、デジタル機器の操作になれていない人への対応も必要とされてくるはずです。魅力の創出、交付率の向上のためには、先ほども触れた若年層、具体的に言えば、子育て世代に対しての魅力も必要です。マイナポータルの活用もここで鍵になってくるはずです。内閣府の発表によると、マイナポータルの大きな売りとして子育てワンストップサービスが目立ちます。この子育てワンストップサービスは、妊娠、出産、育児等

に係る子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援の子育て関連の申請などをオンライン上でできるようにするものです。マイナポータルのぴったりサービスといったものを活用した児童手当の手続、保育所入所の申請、妊娠の届け出など、活用の幅が大きくあるようです。本市における現状、活用の状況をお伺いいたします。

政府は2023年3月末までにはほとんどの住民がマイナンバーカードを所持することを目指しているようで、マイナンバーカードは今後の行政サービスのかなめとも言えるツールです。このツールをほかの市町に先んじて活用することは今後のデジタルガバメントの推進にも寄与しますし、全庁的に取り組みを検討してみたいかでしょうか。今後の展望も含めて総括的にどのように取り組まれるのか、お考えをお聞かせください。

以上、登壇しての質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御自身が消防団に加入され、経験をもとにされての御質問をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の消防団についてでございます。

団員の皆様には、ふだんはさまざまな職業につきながら、地震、火災などの災害が発生した際には非常勤の地方公務員として活動していただいております。一昨年発生した西日本豪雨災害においても、避難誘導や救助活動などのため、早朝から夜遅くまで従事していただき、献身的な姿勢を大変心強く感じるとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律は、少子化、高齢化の進展や被雇用者の増加など、社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の確保が困難な状況の中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全を確保することを目的として制定されております。

法が公布された平成25年当時、本市の団員数は約300人でしたが、団員の皆様方の熱心な勧誘活動により、昨年4月1日現在で329人となっております。また、その間、退職報償金、費用弁償額の引き上げなどの処遇改善や安全確保のための装備品、消防車両の整備などの改善を行い、安心して活動できる環境を整えてきましたが、安定的に団員が確保できる状況に改善されたわけではありません。地域防災力の充実強化には、団員の定年延長や消防予備軍の創設などによる消防力の強化と自主防災組織を初めとする関係組織と適切に役割を分担し、相互に連携・協力することが重要と考えております。

消防団の活動費につきましては、消防本部が一括して予算を管理しています。執行に当たっては、団本部や各分団の要望を取り入れ、優先度や全体的なバランスを考慮して、資機材の整備や修繕を行っております。しかしながら、予算配分の対象とならない費用等について、団員の皆様が活動費の一部を負担しながら運営されている状況があることも認識しております。こうした現状について、改めて実態を調査し、どのようなものが必要とさ

れ、行政としてどこまでの対応が可能であるか整理するとともに、分団ごとのニーズに沿ったより柔軟な運営ができる仕組みについても研究していきたいと考えています。

次に、2点目のマイナンバーカード、マイナポータル の促進・活用についてです。

まず、マイナンバーカードの利活用の一環となる住民票等のコンビニ交付についてでございます。

以前、導入について検討いたしました が、初期導入費用、ランニングコストともに負担が非常に大きいことが支障となりました。マイナンバーカードの交付件数は本年2月23日現在で3,935件、普及率は15%にも満たない状況です。コンビニ交付の導入がマイナンバーカード取得の動機づけとなる可能性もあるとは思いますが、サービスを受けられる方の数と費用とのバランスを考えますと、現在のところ、コンビニ交付の導入は難しいと考えております。

マイナンバーカードの取得については、さまざまな機会を利用して取得を促進するよう取り組みを検討しております。本年2月下旬からは、市民税務課の窓口において、マイナンバーカード申請用の写真撮影サービスを始めました。カード申請の意向のある方に窓口での写真撮影を御案内し、希望者にはその場で撮影して、マイナンバーカード申請書の作成を支援しています。デジタルカメラやプリンターを準備したばかりですので、これから市民の皆様 に市広報や市ホームページ等で周知いたします。

また、マイナンバーカードを活用したポイント還元事業に必要なマイキーIDの設定についても、市民税務課の窓口でマイナンバーカードの受取時に案内や設定支援をしています。

マイナポータルについては、まず現状を御説明いたします。マイナポータルとは、政府が運営するインターネット上のサービスでございます。平成29年7月にマイナンバー制度を利用した情報連携が開始された際に、自治体が保有する自己情報の閲覧、国や自治体間での情報提供記録の閲覧、自治体などからの各種お知らせ情報の表示、ワンストップサービスの実現などを目的として開始されたもので、平成29年11月の本格運用開始以降、順次機能が拡張されています。

マイナポータルの機能を利用するには、利用者証明用電子申請書を搭載したマイナンバーカードが必要です。また、マイナンバーカードを読み取るため、インターネットに接続されたパソコンとカードリーダーまたはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要となります。ただし、マイナポータル上のぴったりサービスというコーナーはマイナンバーカードがなくても利用することが可能です。

現在、本市では、このコーナーに、妊娠・出産・子育てに関する4制度、15種類の申請を登録しております。電子申請には対応していませんが、フォームに氏名や住所を入力することで申請書を印刷することができます。押印した申請書を窓口にお持ちいただければ、待ち時間や手書きの煩わしさを気にすることなく、各申請が行えるシステムとなっています。なお、これらの申請のうち、一部は市ホームページから電子申請が可能となっています。

マイナポータルは全国的にも利用が低調のようですが、今後、利便性が向上すれば利用

者も増加すると思われまので、活用策を検討していきたいと考えております。

最後に、今後の展望についてです。

本年9月からマイナポイントが実施される予定となっています。これは、マイナンバーカードを取得した人があらかじめ指定したキャッシュレス決済サービスで前払いなどを行ったときに、プレミアム率25%、最大5,000円分のポイントが国費から付与されるものです。この制度の実施により、一定程度はマイナンバーカードの取得が促進されるものと思います。現在も、市ホームページ上でマイナンバーカードの電子署名が必要となる電子申請を受け付けておりますが、現状はほぼ利用がありません。

昨年12月20日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務とされたところでもあり、住民の皆様にとりまして利用しやすい環境が整備されるよう、今後、検討していきたいと考えております。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。全体的には非常に前向きな答弁をいただけたかなと思います。まずは、消防団のほうですね。消防団もマイナンバーもそうなんですけど、どんな活用の幅があるのか、どういうところが問題なのかというところは、市民の人に、消防団がどんな活動をしているのか、どれだけ大変なのか。マイナンバーカードがあるとどれだけ便利になるかもしれないのか。というところを知ってもらうのも重要なんじゃないかなと思います。

消防団は、先ほど市長の答弁にもありました。定員330名達成したときもあります。ただ、定年延長というところで、平成31年4月1日には329名の団員がいたというのも事実じゃないかなと思います。消防団員を何で確保しないといけないという話になるんですけど、国が略している言い方でいうと、さっきから出ている法律の名前が消防団等充実強化法っていうものらしいんですけど、この法律の8条で、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と規定されているから、このおかげで消防団は充実していきっているんだと思います。ただ、中核になりなさいよ、消防団は中核ですよというのは、団員数だけ言っているわけじゃなくて、資機材はもちろん、研修などを含めた教育訓練も充実させてくださいっていうことだと思えます。

今、定年延長という話も消防団の中で少し出ているようなところも聞くんですが、場当たりの定年延長に頼らず、根本的な対策となり得るものとして、具体案として幾つかお持ちしているんで、そこのお考えを聞きたいなと思います。

一つ目は、機能別消防団員制度ですね。この機能別消防団員制度というのは、地域の実情に応じて、消防団の組織、体制を整備することができるように自治体で選択できるようになってるというものです。入団時に決めた特定の活動、役割に参加する制度っていうことなので、この制度を使って実際に元消防団のOB団員が機能別消防団員として後方支援を行っている自治体もあるようです。有志の消防団員に明確な役割を設けることは、現在、自発的に各分団の活動などに協力しておられる方のある意味後押しになるんじゃないかなと思います。ここをどのように思われているか。あと、定年延長について、実際どんな議

論が行われているのかをお願いします。

○副議長（寺岡公章） どうぞ。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 消防課長、伊崎でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問についてでございます。機能別消防団員制度というものでございますけれども、平成17年に地域住民が参加しやすい環境をつくる目的で、特定の活動、役割に参加する機能別団員・分団制度というものが創設されたということでございます。要員動員力、即時対応力、地域密着性を重視する本市においては現在制度の運用を行っておりませんが、地域への貢献、みずからの特技・専門性の活用を考える住民にとって機能別消防団員は有効な選択肢となり得るものであり、地域の実情や組織運営に配慮しつつ、調査・研究をしていく必要があると考えております。

また、定年延長についてでございます。こちらにつきましては、ただいま団本部の役員のほうで会議を持ちまして、いろいろな意見を集約しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。機能別消防団員を採用すると、特に小さいまちは採用が少ないみたいなんですけど、大竹市、この消防団員の人数、今までの、考えると、定年を迎えたからやむを得なく消防団から退団している方も少なからずおられるんだろうと思います。どういうふうに参加、貢献ですね。自分がいた分団、ないしは自分が所属した消防団に貢献できるかというところを考えられている方、たくさんおられると思います。その中でこの制度を設けるということで後方支援をしたときに、一定の裏づけができる、例えば屯所で何か資機材の整備をするとか、そういうこともできるんじゃないかということにつながると思うんで、ぜひ考えていただいて。もう一点、お話をするんですけど、定年延長っていうところも、いろんな策を講じた上でどうしようもなければというときに上げていいものだと思うので、まだまだ策があるんじゃないかなと。そして新規に団員をふやすというところで考えていきたいんですけど、道路交通法が平成29年3月12日から改正されて、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両重量の3.5トン以上7.5トン未満の準中型というものが新設されました。要するに、平成29年3月12日以降に免許を取りに行くときと普通免許というものがあって、それは3.5トン未満のものじゃないと乗れませんよというものです。私の場合は準中型車5トンに限るところで、さらに準中型免許の中でもくくりがあると、ややこしい改正があったんですけども、この3.5トンの重量を超える車両は運転できないっていうことで、消防庁が、普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合に地方交付税措置を講じることという制度があると。要するに、普通免許から準中型の免許に切りかえる、そのお金を助成しますよという制度があるみたいです。この制度、大分前なんですけど、総務省に問い合わせたら、ほぼ制度導入されてませんと、知ってる方も少ないですということをおっしゃったんですけど、この制度を実際に活用しているまちがありまして、その規約を見ると、この助成対象をさらに一步を越えて、例えばAT限定免

許の限定解除に使うとか、5年以上の団員としているよという約束が必要になるんですけど、準中型の5トンの限定を解除するとか、そういうところにも補助を出しますというような免許の補助、免許を変えていくときの補助を出しますということをしてます。

令和元年に消防団員の免許の種類を調査されていると思うんですけど、この結果、321名中305名が免許を持っていることが確認できたと、うちAT限定は3名というところで、さすが消防団員になる方はAT限定の方少ないなという印象があるんですけど、今、学校を卒業して、就職をして、車の免許を取るといったときに、普通車でマニュアルの車に乗るといとなかなか機会が少ないのかなと、よっぽど好きな方じゃないと。AT限定、費用面、時間面で考えても、AT限定で取られるという方も多いと思うんですけど、この助成っていうのは取り入れるように検討はしてもらえないですか。

○副議長（寺岡公章） 消防課長。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 準中型免許取得の助成の件ということで承ります。

結論から申しますと、現在、導入については検討中というところでございます。これにつきましては、準中型免許の助成を行うことにより、新入団消防団員の入団促進につながるようであればということが、注釈つきではございますけれども、現在、研究している段階ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。これやったから、すぐ団員がふえて、定員いっぱいになりましたというのは、なかなか難しいんじゃないかなとは思いますが、ただ、きっかけは何でもいいと思うんですね。消防団入って5年いたら、準中型免許が取れるんだってというのでもいいと思います。入られて消防団の活動の魅力に気づく方っていうのはかなりおられると思います。なので、前向きに検討をしていただければうれしいなと思います。消防団員の方でもおられるんですけど、免許を失効した方とかおられるんですね。日ごろ運転しない方とか、失効して取り直したという方は普通免許になりますんで、そういう方にも消防団員の活動として運転できるというのはいいことなのかなと。ただ、準中型免許で運転できる車両がどれだけあるのか、マニュアルの車両がどれだけあるのかっていうところも今後の整備のときには考えていかないといけないのかなと思います。

それで、もう一点、促進のことで。被用者の割合っていうのが、消防団員すごく高くなっていると思います。被用者とはサラリーマン、会社員のことでですね。これが329名中261名が会社員と、約80%が会社員ということです。そんな中、消防団協力事業所表示制度についてなんですけども、消防団員が属している会社だったり、これを活用してもらって、もっとうちの会社から消防団員を出そうとか、そういうメリットがないのかなと。これ、制度が導入されているっていう話を聞いて伺ったら、入札のときとかに加点があるというところみたいで、ほかの自治体と比べてばっかりにはなるんですけど、例えば事業所に消火器の無料配置をしたりとか、広報紙の広告欄に無料掲載してるとか、いろんなメリットをつくって、事業者の方に消防団の活動も団員の入団の促進もしてもらおうっていうところあると思います。なので、こういうところを、せっかく取り入れられている制度なので、

いま一度見直して、もっとうまく使えないものかというところ、どういう検討をされているかというところをお願いします。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 消防団協力事業所表示制度の活用でございます。

令和2年1月1日現在でございますけれど、大竹市内13事業所を協力事業所として認定し、表示証を交付しているところでございます。議員おっしゃるとおり、従業員が消防団員として相当数入団していること等要件がございますけれども、13事業所が加盟してくださっているという状況でございます。

また、先ほど、議員おっしゃっておられるとおり、事業者側のメリットというものがないんじゃないかということでございます。現時点では市のホームページへの掲載等ほか、入札の関係ですとか、ある程度の加点があるのかなと考えておりますけれども、他市町ともまた比較しながら、加入促進に向けた優位点の設定が可能であるかどうか、この辺も研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。前向きにできることは何でもやるというところで、特にこれに関しては、お金とかも大きくかかるような話では今のところないのかなと、いろんなところで魅力つくれるのかなと思いますんで、もっと協力事業者の露出をふやすとか、いろんな方向で考えていただけたらなと思います。

4回目ですんで、この消防団の件で最後の質問なんですけど、運営費ですね。これずっと同じ法律の話してますけど、この中で訓練教育の充実が求められていると思います。もちろん分団長以上、副分団長含めてですけど、役職がある方は消防学校に行かれたり、研修されたり、いろいろあるとは思いますが。

先ほど市長の答弁いただいた中にも、それぞれの分団の運営を考えて、精査して行って、検討・研究していく余地はあるんじゃないかという話でしたけど、団本部に関して、いろんなところで研修に出たりすることもある、指導する立場としてもっと充実した研修を受けてこないといけない、それを団員におろさないといけないという、活動の役割は大きくなっていると思います。会社員の方が約80%を占めている中で、休みをとっていつてもらうだったりとかいろいろあると思うんで、その中で身銭を切るというのもないほうがいいのかなと。ボランティアの側面も強いっていうふうにどこでも書かれてるんで、消防団の活動に関しては、その点、慎重に考えていかないといけないと思うんですけど、どのような考えをお持ちか、もう一度お聞かせください。

○副議長（寺岡公章） 課長、どうぞ。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 運営費の関係の御質問でございます。

なかなか難しいところなんでございますけれども、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、団員の方が自己負担をしてというところを把握しているところでございますけれども、そういったことがないように、今後どういったことが必要で、どういったことをさせていただくことができるのか、そういったところも含めて研究してまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員、どうぞ。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。では、マイナンバーカードに移りたいと思います。

予想してたとおりに、コンビニ交付についてはあんまりいいお答えがいただけなかったわけなんですけど、コンビニ交付のお話をさせていただきます。

大竹市民の方が大竹市内で働いて住民票が要るっていうところがあるのっていうと、思い出すと、車を買うときとか、印鑑証明とか、それくらいかなっていうふうに思ってたんですけど、最近はアルバイトをするとき住民票を出してくださいと言われてたりするみたいで、そんなところを考えると、大竹市に住んでいる方で大竹市外に出られている方、たくさんおられると思います。そういう方は電話予約ができるようになったということで、時間は広がっているんですけど、結局ここまで来ないといけない。電車で通勤して、大竹駅か、玖波駅でおりて、ここまで来る、結構しんどい、その時間までに戻ってこれるのかなっていうのもあります。そこで、コンビニ交付ができるようにすれば、例えば広島市内に出ている方でも広島市内のコンビニで住民票の写しを発行できると、導入すればかなりいいんじゃないかなって思うんですけど、費用面がというところで、多分いろんなところがコンビニ交付をやるようになって、いろんなシステムも見直されているんじゃないかなと思うんですね。調べると廉価版のシステムとかも出てますし、人口5万人以下の市に関してはシステムの費用が下がっているとかっていうものがあるんで、もう一回検討に値するんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 市民税務課長。

○市民税務課長（池田宗吾） コンビニ交付でございます。

先ほど市長の答弁にもございましたマイナンバーカードの交付率、普及率が今現在15%に満たないというところが1点ございます。また、それと費用対効果といいますか、今そういった普及率等の初期投資、あるいはランニングコスト等々を考えますと、現時点では難しいと考えているところでございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） 検討してほしいなと思うばかりなんですけど、市長の答弁にもありました。利便性が向上すればカード取得者がふえるんじゃないかと。これ、利便性向上させないことには、どうやったってマイナンバーカードふえないですよ。じゃあ、どうやってふやしましょうっていうときに、近々ふやせる機会があるじゃないのと、マイナポイント事業の還元。多分目先で考えたら、このポイントの還元事業か、あとは保険証利用が始まったとき、そこんじゃないかなと思うんですけど、このポイント還元は参加している事業者が国のホームページに出てますけど、見たら、そこの近くのスーパーのカードもポイント還元の対象になっていると。これがプレミアムつき商品券と大分違うところなのかなと思うんですね。マイナンバーカードを一回取得します。先ほど市長の答弁にあったマイキーIDの設定、ポイント還元を受けられるような状態に窓口が支援をしてくれます。

このカードを還元のカードとして使いますと登録すれば、毎回買い物に行ったとき、1,000円、2,000円チャージするたびに、250円、500円と返ってくるんです。一気に2万円の券を買って、プラス5,000円分のもんがありますとか、そういう話じゃなくて、日々の生活で1,000円入れたら幾ら還元、これ多分、大分もう大竹市の方もチャージして使うっていうのはなれていると思うんですね。さまざまところでそういうカードの決済はされていると思います。なので、ぜひここで、マイナンバーカード普及率が15%満たないということなんで、15%を超えるようにしていただきたいと思うんですけど、これに乗じた何か促進策みたいなのは、先ほど写真撮影ありましたけど、それ以外に何か考えられていますか。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○市民税務課長（池田宗吾） 先ほど市長の答弁で、市民税務課の窓口で写真撮影サービスを始めたというのをお話いたしました。また、それ以外に、現在、確定申告の受け付けを行っておりますが、その申告に来られる方に対しましてもマイナンバーの取得に関するチラシ等を配布しまして啓発に努めているところでございます。さらに先月、山間地であります栗谷地区での確定申告に際しまして戸籍住民係の職員2名が出張してマイナンバーカードの申請の受け付けをしまして、12名の申請の受け付けを受けたと聞いております。今後も市内企業の協力を得て、市職員が企業に出向いてマイナンバーカードの申請の受け付けを行っていくことも可能ではないかと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。もう地道に今ある機能で、ここはいいんですよってところを、住基カードにかわるものですから、住基カードの更新が来ればマイナンバーカードに切りかわる人もいる、なんでしょうけど、もっと積極的に今されていることをますます広げていっていただいて、国がやれって言ってるからやるんじゃないなくて、次の質問に入るんですけど、マイナポータル、ここで使えるものがありますよ、うちはこれがすごくいいんですよ、なのでマイナンバーカードを申請してくださいという魅力づくりですよ。そこをしていかないと、言われたからやるになっちゃうんじゃないかなという心配があります。なので、多くの住民がマイナンバーカードを申請したいときに、窓口にはたくさんの方が押し寄せて、マイナンバーカードをつくる行列ができてみたいのは困るんで、どうしたらいいだろうと考えると、やっぱり子育てしている世代ですよ。子育てしている世代っていうのは、スマホやパソコンで申請できます。ただ、若い子に話を聞いたら、市役所まで行ってマイナンバーカードの申請をしましてと言うので、後でスマホでできるんだよ、パソコンでできるんだよと言ったら、ああそうなんですかと言われてたんで、そこはやっぱり発信の仕方なのかなと思います。ただ、スマホを操作して申請は窓口に来なくても受け渡しは窓口でしないといけないですけどね。申請業務をしなくてもいい、勝手につくってくれる世代ですから、ここを取り込まないといけないんじゃないかなと思います。

マイナポータルは今、大竹市の申請では14種類ありました。全部が印刷可というやつで

すよね。印刷ができますっていう状態で、入力すれば入力したものが出てきて、それを窓口を持って行ってくださいっていう話なんですけど、行ってほしいのは電子署名です。マイナンバーカードを使った電子署名まで行けるようにやってほしいなど。ほんと、先ほどからコンビニの交付もあるんですけど、費用がかかることをやってくださいっていうばかりじゃなくて、この中のシステムをうまく使ってくださいますと、ここを活用するんだったら費用を最小限に抑えられてできるんじゃないかですかということだろうと思います。ここをしっかりと使えば、ほんとに魅力ができて。子育て世代は時間がないですから、生まれたばかりの子供だと、一緒に連れて出たくないと思うでしょうし、この子育て世代を取り込もうと、つくってもらおうと、しかも、それは方法を伝えるだけで窓口と一緒に作業しなくていいと、こんなにいいことはないんじゃないかなと思うんですけど、子育て世代のほうに対してどういうふうに魅力をつくっていくかですよね。お考えをお願いします。

○副議長（寺岡公章） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） マイナポータルについての活用についてでございます。

先ほど市長の答弁にもありましたが、現在、マイナポータルのぴったりサービスでは、電子申請等はできないこととなっておりますが、大竹市ホームページでの電子申請システムではわかりにくいところがあるんですけども、電子申請においては、児童手当について4種類の手続きがあり、母子保健の妊娠届についての電子申請もできるようになっております。マイナサービスについては、システムを使った電子申請とは別に外部の電子申請のページに飛んで申請ができるというような機能もついております。広島県の場合は、広島県の電子システムがありますので、それを利用して申請をするという形になるのではないかと思います。

ぴったりサービスについては、大竹市においてはリンクを張ってないということで飛べないということになってるかと思っておりますので、それについては早急にできるかどうかを検討して、できるようであれば行いたいと考えています。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。このマイナポータルを入れて活用していただきっていう話で、外部のシステムを使っているところに関しては、そこをやめてマイナポータルにしなさいっていうのは一切、国は言っていないと思うので、うまく連携をとって、玄関が一つなほうがいいですよね。それがワンストップっていうことだと思うんですけど、玄関が一つになりそうなんだから、その玄関をうまく使っていただきっていうお話です。なので、わかりにくいところに電子申請があるっていうのもあれなんで、わかりやすいところに移動してもらおうとか、そういうところの積み重ねがよりよいホームページになったり、よりよい業務になったりということにつながるんじゃないかなと思います。

消防団にしても、マイナンバーにしても、どちらも今ある制度、仕組みをどうやって活用するか、ほんとに努力、苦慮されているところもわかりました。今後も問題だけを指摘するんじゃなくて、一緒に考えましょうという姿勢で一般質問に取り組んでいきたいと思

いますので、今後もよろしくお願いいいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩をいたします。
再開は午後 2 時 50 分を予定いたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

1 4 時 3 5 分 休憩

1 4 時 5 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、16 番、山本孝三議員。

[16 番 山本孝三議員 登壇]

○16 番（山本孝三） 議場の皆さんには、早朝からの会議の継続でお疲れとは思いますが、私の御質問を最後まで聞き届けていただきますよう、また、執行部におかれましては、市長を初め担当の職員各位におかれましても、懇切な、また丁寧な答弁をよろしくお願ひいたします。

今回、私は、市長以下執行部の皆さん方に、今、多くの市民が関心を寄せ心配をされておられます諸問題について、3 点質問をさせていただきます。

1 番目は、御承知の太陽光発電事業に関する問題です。

2 番目は、同僚議員も先ほど質問をされました水道事業の広域化・民営化についての問題点、このことについては、一昨年私が 9 月だったと思うんですが、一般質問で基本的なことについては質問もいたしておりますので、当時の質問の項目とダブるところがあるかと思いますが、当時の担当者の答弁では、悔いを残さない、市民の安心・安全、おいしい水を確保できるように市としても取り組むという御趣旨の答弁をいただいておりますが、その後の経過について説明をお願いしたいと思います。

3 番目には、医療介護保険制度の充実、また、被保険者の負担軽減等について質問をさせていただきます。

このことにつきましても、既に私は、医療介護の分野でも保険料の賦課の問題で累進性をさらに高めるとか、あるいは負担軽減の問題では、国民健康保険などは均等割の廃止を検討して、子育て支援に役立つような、そういう方策と一致する整合性のある対応をされたらどうかということを提案させていただいておりますが、改めてそうした問題についても本席で質問させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

最初の太陽光発電事業についてでございますが、質問の要旨として市長の手元に通告をいたしております。現在、3 月 2 日でしたか。谷和地区におけるメガソーラーの事業については林地開発許可をするということ、当事者を含めて大竹市のほうにも文書での通知がございましたので皆さんも御承知だと思います。地元からの陳情が出されましてから、所掌の委員会にも付託をされて、鋭意その陳情項目についての審査を続けてまいりました。せんだっては、現地調査を含めて事業の状況なり、また、谷和地区の皆さん方の切なる思いを込めたたくさんの要望なり意見をいただきました。そうしたことを踏まえて、私は改

めて陳情に示されておる項目を、この際、市長に率直にお伺いをしたいと思います。集約すれば、通告の表題にありますように、果たして谷和地区における大規模な太陽光発電事業が本当に妥当なんかどうか、そこからの質問にさせていただきますので、御答弁のほうをよろしくお願いします。

それで、地元から出された陳情項目は合わせて11項目に上りますが、項目ごとに見ていけば関連する項目もございまして、私なりに3点に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

その一つは、谷和地区に予定される開発事業場所ですね。これは弥栄ダムにつながる水系になっております。ですから、陳情の反対項目の中にもありますように、我々が毎日飲む飲料水、市民にとっては命の水の水源なんですね。そこに大規模な太陽光発電事業を展開するということになりますと、大竹市民だけではなくて、この弥栄ダムの水は大竹市を中心にした近隣の各市町に飲料水として給水をされている水源になっております。しかも、この小瀬川流域の水は弥栄ダムに流入をするけれども、水の質は他市に誇れる質のよいおいしい水だと評価をされているんですね。大竹市民を初め、廿日市市、広島市佐伯区に至るまで給水をされてる。西は和木町から岩国市、柳井市、こういった広範囲の地域の方々が弥栄ダムが水源の水を毎日飲んで生活をされているという現状があるわけですね。そのことを踏まえれば、その水源の水が汚染されるのではないかと、飲み水に重大な影響を与えるのではないかと、こういう心配、当然のことだと思うんです。ただ単に谷和地区の皆さんの問題でもないし、大竹市民だけの問題でもない、多くの人の重大な関心事でもあり、この事業の強行が将来どういう悪影響を及ぼすかということについて悔いのない対応を、市長を初め執行部の皆さんも市議会も相まって対処する必要があると私は思っております。

そこで、市長に率直にお尋ねするんですが、広島県が既に3月2日の日付をもって林地開発許可をしたことについて市としては、何ら広島県に対しては、市としての思いなり、将来にわたる飲み水としての弥栄ダムの水が汚染される心配はあっても、もう何も言えないという思いなのか。それとも、たとえ広島県は林地開発許可をしたけれども、市民の将来にわたる水の安全性、広範囲の住民の皆さんの不安を払拭する、そのためにも引き続いて広島県に対して言うべきは言うし、できることなら事業の中止を求めるところまで取り組むという思いがあるのかどうか、まず1点、聞かせてもらいたいと思うんです。

そして、あの急峻な山ですね。私は、ここにメガソーラーのパネルが設置されることになっておるといふ現地を、機会を得てみずから見に行きました。あの山は非常に急峻で、山肌は70度から90度の厳しい傾斜なんです。それをパネルが設置できるように山肌を剥ぎ取って、土砂を谷に埋めて、パネルが設置できるような平たんにして発電施設をつくるという計画ですよ。しかも、その工法たるや、住宅開発の規制要綱に基づいてやるというんです。太陽光発電事業の工法なり設置基準というのは、いまだつくられてはおりません。ですから、広島県内、60度から90度のような急傾斜の山をほぐして住宅団地をつくった例があるかどうかを、せんだって私も協議会の席だったと思っておりますが、聞きましたが、そんな宅地開発の事業がなされたという例は私は県内でもないんじゃないかと思うんですね。しかも、あの急峻な山を掘り崩して、約35ヘクタールの土地を利用してパネル設置の事業

を許可するという今の国の姿勢、広島県の姿勢、大いに問題があるんじゃないですか。そういうことが強行されれば、下流の住民はもちろん、あの山の合間を縫って流れる谷川、大小の溪流、土砂が流入すれば河川の氾濫、農地の被害、これは当然心配される大きな問題だと思うんです。そのことを証明しているのが嵐谷地区の事業の現状や高祖谷の事業の現状ではないでしょうか。そうした土砂災害、河川氾濫による災害の心配があるということについても大竹市としては心配をされて、今日まで二度にわたって、広島県に言うべきは言う、求める意見は求めるという姿勢で文書での要望事項なり提出されました。しかし、容認基準は宅地開発なんです。宅地開発の要綱に反しない限りでは、業者が幾らいいことを言っても執行する義務はないんですから、そのことを証明しているのが高祖谷や嵐谷地区の今の事業の実態だと思うんですね。恐らく嵐谷地区も高祖谷も広島県の許可要件は、今の谷和地区におけるメガソーラーの建設事業と同じ要件を示して林地開発許可をしておられると思うんです。高祖谷は大竹市の地所ですから、当然のこととして大竹市にも照会もあったろうし、意見・要望があれば県に対して申し立てもしてほしいという通知もあったろうかと思います。それから、嵐谷地区につきましても同じように隣市ですから、大竹市は、事業そのものは廿日市市の地所ではありますが、隣市は大竹市ですから、隣市としての大竹市にも広島県からの照会なり、意見を求める文書なりが通知をされて、それなりの対応をされてきたと私は理解をしております。それは既に皆さんも御承知かと思うんですが、この太陽光発電ですね、嵐谷地区の、開発許可の認可が平成29年9月21日にされとるんですね。それで今は事業計画の変更についての協議がされているという状況です。これはどこですか、岡山ですか、旭メガソーラー、間違っておれば担当課のほうで訂正してもらいたんです、旭メガソーラー弥栄発電株式会社。それから、これは失礼しました。高祖谷のほうですね、今言いました。嵐谷のほうは合同会社MERCHANT ENERGY第七という会社だそうで、埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根943番地に会社があるそうですが、この会社が事業を実施していると言われておりますが、いずれにしても、嵐谷地区も高祖谷も市に対する意見要望、県からのね、それに対する市の要望事項なり、あるいは心配されることについての、そんなんの意見をされておるし、要望もされておると理解をしますが、高祖谷も嵐谷地区も市が許可要件に沿った事業実態になってるんかどうか、せんだって総務文教委員会も現地調査をしました。心配されたとおりの状況ですよ。市は一度でも高祖谷や嵐谷地区に足を運んで、業者が申請どおりの、県の宅地開発要綱にせよ、その要綱に従った事業を忠実に守りながらやっているかどうか、現地に調査に入られました。12月定例会の日域議員の一般質問の中で執行部のほうは、広島県が事業実態について調査をすれば、広島県に同行して現場を調査することになりますと、こう答弁をされてるんです。広島県はこの間、現場の事業実態や土砂の流出、河川への堆積、弥栄ダムへのあれほどの土砂が流出しているような実態について、一度でも足を運んで現場を調査したことがあるんかと、恐らく私はないと思うんですね。あれば市も広島県の職員と同行して現場調査をするということ答弁されているんですから、私がないと言い切れば、そうじゃなかったと、調査に行ったということがあるんならそのように言ってもらえばいいと思うんですが、そんなことで、弥栄ダムに大きな影響を与える、下流の住民の皆さん、農地へ

の河川氾濫による被害が予想されるということは、現実問題として、そう簡単に対応策はとれないということになるのではないかと私は思うんです。そうしたことについて、ぜひ市長を初め担当の職員の皆さんには、現状を踏まえた問題も含めて御答弁をお願いしたいと思うんです。

それで、次の問題ですが、あそこには特別天然記念物として指定されるオオサンショウウオが生息している。この件については、広島県から谷和地区へのメガソーラー建設事業についての林地開発許可をするという文書の中には、オオサンショウウオのことについてのおの字もありません。そんなことを無視できるのかと言って私が聞いたところ、あれは広島県の宅地開発要綱の規制の中にも含まれるんだと、こういう答弁なんです。そこで市のほうも先般、広島県と同行されたのか、市が独自に調査に行かれたのか、そこは私もわかりませんが、市としてオオサンショウウオの生息の実態とか確認のため、あるいは周囲の環境等についての調査をなさったと聞いておりますが、このオオサンショウウオの生息に必要な水質の維持ができるかどうか、そういったことについて市としてはどう考えておられるのか、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

壇上では、以上の質問、内容、項目にとどめますが、答弁のほうをよろしく願います。

それから、2番目の問題ですが、水道事業の広域化につきましては、先ほども申し上げましたように、私も機会を得て、広域化などは結局は企業に金もうけのもうけ口を提供することが目的だと、そんなことをやるべきではないという立場での質問をさせていただきました。当時、上下水道局長は、決して県の主導する、また、国が水道法改正に伴って、それなりの規定なり法律なり整備をしたけれども、無条件に従うということではありません。将来にわたって市民が安心・安全おいしい水が飲めるような対応について最善を尽くす、こういう答弁をいただいておりますけれども、その後、一定の期間が過ぎましたし、新聞紙上では、年限を切って、広域化・民営化の県内の関係市町の広島県水道広域連携協議会をつくる、母体をつくるという方針を明らかにしております。そういった状況を踏まえて、改めてこの水道事業の民営化、広域化について質問しますが、最初に、今、広島県が協議に委ねている項目はどのような項目があるんですか。その項目について、関係市町はどのような態度をとっておるのか。大竹市としても、そのことについては、それなりの考えなり、広島県水道広域連携協議会での意見の意思表示なりあったと思うんですが、どういうことになっておりますか。そのことをまず聞かせてもらって、市としての基本的なスタンス、広域化に対する、民営化に対するお考え、これもせんだっての生活環境委員協議会での説明では、遅くともこの12月ぐらいまでには関係市町村がそれなりの意向を示す時期になるだろうという話もあるようですが、そんなに時間はありません。ですから、この際、市としての基本的なこの問題へのお考えなり、今後の広島県との協議の場での市としての意志をどう貫くか、そのこととをひとつ示してもらいたいと思うんです。

それから、3番目の医療・介護の保険制度の問題ですが、先ほど触れましたように、税負担にしても、保険料の負担にしても、能力のある、収入の高低差も大きいわけですから、そこには、そうした負担能力に応じた保険料の賦課のあり方、そのためには累進性をさら

に高度にしていくということも大きな影響を与えるし、効果もあろうかと思うんですが、そのことについて、介護保険については一定の累進性に踏み込んだ、ランク別に分類が他市に比べれば大竹市はふやされておるんで、それは非常によいことなんですけど、さらなる検討と努力をしてもらいたいと思いますが、この点についてのお答え、これは国民健康保険の負担にしてもそうです。国民健康保険の場合は、予算審議の段階では、1人当たりの負担すべき保険料の額がふえるだろうと、こうおっしゃるが、実際に6月段階で納付書が届くと、それよりかなり違った高い保険料を請求されるというのが例年のことなんです。国民健康保険料だけは所得が幾らから幾らまでは幾らというふうな条例がないんですから、国民健康保険料については、ここにも問題があると思うんですが、自治法によれば、条例にうたわなければならぬとこうなるとるんじやが、国民健康保険料に関しては条例にはうたっておりません。だから、大きなランク別のもとでの賦課になるわけですね。そこに私は実際の負担能力の格差、これを無視したような保険料を払わなきゃならぬという悩みが絶えぬのだと思うんです。

それと今の均等割について、せめて赤ん坊に至るまでの家族構成がふえれば均等割をいきなり賦課するというようなことをやめて、子育て支援という意味からも、保育所へ通うまでの小さい幼児、3歳とか5歳までとかいうような子供については、均等割の賦課を減免するという対応をしてほしいということをお願いしてきたんですが、改めてそのことについて検討をしていただきたいと思うんです。そういうことを実施している市町村も全国を見渡せばあるわけですから、大竹市が財政的に県内1、2位を争う財政力の強い自治体というのであれば、こうした分野で踏み込んだ手だてをしていただきたいということを重ねて申し上げたいと思います。

それで、先般、ヒアリングの際にいただいた資料の中に、県内の各市町村が法定外繰り入れをしなくても何とか決算段階で、保険料、あるいは国の助成金等で運営が賄えるという数値が示される表をもらいましたが、大竹市は県内でも一番高い部位にはね上がっておりますね。1人当たり約13万1,000円、低いところでは約10万2,000円ですか、もっと少ないところもあるかもわからん。何でそういうように大竹市は国民健康保険料が県内のトップクラスにはね上がるざるを得ないことになったのか。その原因について示していただいて、これは国民健康保険加入者だけの問題ではありません。健康診査、あるいは薬価の問題、入院の問題、いろいろあろうかと思うんです。ですから、そうした医療機関にお世話にならないような対応策を、行政も市も、あるいは市民の皆さんの知恵も力もかりて取り組むような方策を考えて、それを実行に移して健康維持を図ると、医療費の抑制に役立つような取り組みをするということが大事だと思うんで、いつかの機会に長野県の例も紹介しました。ここでは健康相談員というのが人口1人当たり500名程度で健康相談員制度を設けて、日常的に健康管理なり、健康維持に関する勉強会をやったり、相談会をやったりしながら、逆に国民健康保険料の引き下げを実施しているというようにすぐれた取り組みをしているということも紹介しました。ですから、私は、市民の皆さんとの接点の場で、こうした市民の皆さんの知恵や工夫、力をかりながら、市民全体の健康維持、健康管理、日常的に取り組めるような体制と、それなりの組織を生み育てていくような取り組みもあ

ってもいいと思うんですが、現在、市としてそういうことに関する取り組みをどのようになさっておるのか、また、そのことについてどうお考えなのか、お聞かせをお願いします。

以上で、登壇しての質問を終わりますので、御答弁のほうをよろしくをお願いします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 日々の生活に密接にかかわります市民の皆様方の心配事につきまして、40分にも及ぶ御質問を丁寧いただきました。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の太陽光発電事業についてでございます。谷和地区の太陽光発電事業につきまして、大竹市として適地であると判断しているかとの御質問でございます。

これは、今回の林地開発申請地が水道水源の上流域にあることからの御質問だと思います。

森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的な機能を有しており、開発により、これらの機能が失われた場合には回復が非常に困難となります。このため、森林の開発行為を行う際には、森林の有する役割を維持できるよう、適切に行うことが必要とされています。

林地開発許可制度は、このような観点から、森林の適切な利用の確保を目的とした制度であり、四つの許可基準が設けられております。その許可基準は、周辺地域において土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生するおそれがないこと、周辺地域の水質、水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないことでございます。申請があった場合、許可権者は、この四つの基準を満たせば森林法の規定により許可をしなければならないとされております。

谷和地区における林地開発の申請については、平成31年4月16日に林地開発許可申請書が事業者から広島県に提出され、県は審査・指導を経て、令和2年2月28日に14項目の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがあるとの条件を付して、許可したものでございます。この許可は、県からの照会に対して回答した本市の意見も踏まえてのものと考えています。また、県から事業者に対し、本市からの意見を誠実に履行するよう通知もされております。本市としましては、事業者において、今回の許可の内容どおりに開発行為が実施され、当該開発行為が確実に実施されるよう、県の指導及び監督が適切に行われるものと考えており、当然本市の意見についても誠実に履行していただけたと考えております。

2点目の水道事業の広域化・民営化についてでございます。

御存じのとおり、広島県では、企業局が中心となり、平成30年4月に県内で水道事業を運営する21市町を構成員とした広島県水道広域連携協議会を設置し、市町の枠を超えた水道事業の広域連携による経営基盤の強化について協議を重ねています。

現在までの検討内容及び今後のタイムスケジュールは、本年2月21日開催の生活環境委員協議会において説明したところでございます。県の示した案は、全体最適を図りながら

事業運営ができる統合が望ましいとの考えから、県内水道事業の経営組織の一元化を目指すこととしています。概略を申し上げますと、まず、市町は十分検討・論議を行い、令和2年度中に広域連携への参加の判断をします。その上で、参加する市町と県で令和3年度に基本協定を締結、令和4年度に企業団を設立し、令和5年度の事業開始を目指します。なお、市町の事情により早期の参加が困難な場合でも、いつでも参加できるよう、引き続き広島県水道広域連携協議会で情報共有や効果的な事業連携を検討するというものでございます。これまでの協議で合意に至った事項は現時点ではございません。

小中議員の御質問にお答えいたしました。本市の広域連携への参加については、安全・安心な水の確保、水の安定供給、持続可能な事業運営などの観点から、より望ましい体制を選択していくこととなります。広島県水道広域連携協議会での議論を踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

3点目の医療・介護保険制度の充実・負担軽減についてでございます。

まず、国民健康保険については、平成30年度から運営が広域化され、県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体になりました。広域化に先立ち、平成29年12月に県内の全市町の合意のもと、県において、広島県国民健康保険運営方針を策定しております。

広域化は、県内の被保険者が負担能力に応じて保険料を負担し、市町の垣根を越え、より大きな器で運営する制度へと変えていくものでございます。県と各市町が連携し、公平で持続可能な制度となるように努力していくことが必要です。

保険料については、令和6年度から県内の全市町で統一された保険料率をベースに、市町ごとの収納率を反映した準統一保険料率を用いて保険料を決定することとなります。将来的には、収納率の差が市町間で少なくなった段階で県内の全市町の保険料率を完全に統一することを目指しています。なお、令和5年度までは激変緩和措置期間として、市町の裁量により財政調整基金などの自己財源を活用し、保険料率の急激な上昇を抑えることが可能です。本市においても、令和元年度の保険料率を引き下げております。

負担軽減については、国民健康保険料は、低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて均等割と平等割を、2割・5割・7割の3段階で軽減する仕組みがあります。この3月定例会において、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、5割軽減、2割軽減について、判定所得基準の引き上げの議案を提出しています。県内市町が統一的な保険料を目指して取り組んでいる中で、本市独自の負担軽減策を設けることは広域化の趣旨から外れてしまうと考えます。

今後とも県と各市町が連携し、公平かつ安定的で持続可能な運営を目指し取り組んでいきたいと考えております。

また、介護保険制度につきましては、本市では、現在、令和3年度からの3年間の介護保険料を定める第8期介護保険事業計画の策定に向け、各種調査を実施しています。被保険者の負担軽減の観点は常に持っておりますが、介護保険が国全体の制度である以上、市が独自に行える取り組みには限りがございます。介護保険料は想定される給付費などをもとに市が定めることになっていきますので、今後、計画の策定作業が本格化する中で、保険料負担と給付のバランスに配慮しながら、施設整備やサービスの充実などに向け検討して

まいりたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、山本議員のオオサンショウウオの保護についての御質問にお答えをします。

オオサンショウウオは地域を定めない国の特別天然記念物として指定をされており、本市としてはもちろん、国の責任において、将来にわたり保護していくべき貴重な財産であり、大切な存在であると認識をしております。

本市としては、これまでも文化財保護法の趣旨にのっとり、オオサンショウウオの保護が適切に行われるよう、対応をしてきたところでございます。例えば、谷和集落内の八丁川の河川工事においては、オオサンショウウオや小魚などの生態系の保全に配慮するため、通常では使用しない環境保全型ブロックなどを使用した河川工事を平成16年度、平成17年度の2カ年に行っているところでございます。また、平成4年の民間事業者による生息調査では、14頭のオオサンショウウオの個体が確認されておりますが、その後、27年間経過した現在においてもオオサンショウウオが谷和地区に生息している状況であり、このことは河川改修工事とあわせて、一番身近で生活をしている地元住民の皆さんがオオサンショウウオを大切に保護してきた結果であると考えております。

今後におきましても、オオサンショウウオは国の特別天然記念物であることから、文化財保護法の目的を踏まえ、大竹市民はもとより、国民全体で保護に協力していく必要があると考えております。

教育委員会としても、引き続き谷和地区でオオサンショウウオの生態系が維持されるよう、地元住民などから保護活動の相談などがあれば応じていきたいと考えておりますし、また、必要に応じて安佐動物公園などの専門機関と連携をしてまいりたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わります。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

1 5 時 4 5 分 休憩

1 5 時 5 4 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせいたしました。議事を再開いたします。

山本議員に対する執行部の答弁からお願いいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） それでは、私のほうから、まず最初の2点についての御質問に対して、答弁をさせていただきます。

まず1点目ですけど、このたび、県のほうが審査をした結果、一応条件を付しながら許

可を出しました。ただし、その許可に対しまして、大竹市として、これから意見を述べていくというお考えはあるのでしょうかという御質問であったかと思えます。これまでも本市のほうとしましては、今回の谷和地区の林地開発申請につきまして、内容等を確認させてもらいながら、県の意見照会という形のものに対しまして、2回にわたりまして、大竹市のほうの思い、意見というのを述べさせていただきました。その結果、県のほうも申請者のほうといろいろな調整をしながら、大竹市に対してまず回答をいただいておりますという状況でございます。

そうした中、今回、県のほうがいろんな中身のほうを、市の思い、あるいはこの申請内容につきまして、議員もお話ありましたように、いわゆる地域というのを踏まえた中での今回の許可権者としての一定の判断をされたという状況にあらうかと思えます。

現時点におきまして、今の状況におきましては、この事業者におきまして、許可どおりに事業を実施していただけるものと認識しております。この内容につきまして、今の段階でまず県のほうにさらに大竹市としての意見を申させていただきますということは、考えておりません。

続きまして、高祖谷地区につきまして、許可権者であります県のほうと現地のほうと一緒に同行して状況を見たことが市のほうがあるかという御質問であったかと思えます。基本的にこの林地開発につきましては、許可権者というのは当然広島県でございます。広島県におきましては、許可どおりにこの事業がされとるかどうかということは、当然許可権者として完成するまでの間、例えば随時現地の調査、あるいは事業者のほうから、この事業が一応は許可どおりに終えましたという話がありましたら、現地のほうにそれを確認して、最終的には完了という形になろうかと思えます。大竹市のほうとしましては、県が現地に入的过程中、私も現地に行ったことはございます。この産業振興課に配属されまして、工事をほとんど終えておる状況であったんですけど、現地で例えば土地の整備とかいうふうな状況をしとるといのは、現地確認をさせていただきました。それは基本的には県があくまでも許可権者でございますので、県のほうから、このたびの状況について、入る予定があるんで大竹市はどうですかねということがありましたので、それはぜひとも同行させていただきたいと、どういう状況になってるかいうのを確認させていただきたいという話をさせていただきます、現地のほうには入ったということはございます。

最初の2点につきましては、以上でございます。

○議長（細川雅子） 上下水道局業務課長。

○上下水道局業務課長（北林繁喜） 失礼しました。水道事業の広域化・民営化の部分で答弁が抜けている部分がありました。

これまでの検討事項でございますけど、平成30年4月に広島県水道広域連携協議会が設立されまして約2年間協議いたしてまいりましたのは、施設の最適化、維持管理の最適化、危機管理対策、収支の将来推計、工業用水道事業及び下水道事業の取り扱い、それから、経営形態及び組織体制の最適化の6項目について主に協議をやってまいりました。特に時間がかかったのは施設の最適化でございます。大竹市につきましては、防鹿浄水場の1カ所しかございませんが、他の市におきましては、例の平成の大合併によりまして、小規模

な浄水場とか、その他ポンプ場施設たくさんがございます。それをいかに効率よく直すか、再構築していくかというところでかなりの時間を要しました。それと、平成30年7月には豪雨災害がございました。これによって、特に尾道市から東広島市、江田島市にかけて多くの水道施設が損害を受けましたので、危機管理対策、こちらのほうも当初はなかったんですが、新たに項目に加わって時間を要してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） それでは、教育長の答弁に補足をさせていただきます。オオサンショウウオの関係でございます。

特別天然記念物のオオサンショウウオにつきましては、文化財保護法第125条により、史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。とされております。林地開発許可申請に対する教育委員会の意見としましては、この現状変更許可申請の手続を適切に行うよう指導してくださいという意見を申し上げたところでございます。

現在、この文化財保護法第125条の現状変更許可申請書につきましては、県から国へ進達されております。今後、文化庁において、申請者が工事を行うに当たり実施するオオサンショウウオの保護対策、これが生息環境に影響があるのかどうか、河川の水質につきましても生息に適するものとなるのかどうか、こういった判断が文化財保護法上の判断になると思うんですけども、そういった総合的な判断が今後なされると考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 今の市長をはじめ各担当部署の職員から答弁なり説明を聞きましたが、結局のところ、国の方針がこうだから、その国の方針に従って、県も市町村のメガソーラーの設置について、少々の問題があっても、国が定めたエネルギーの30年、40年先の需要や供給に見合う確保をしなきゃならないという、考え方なんよね。じゃあ、国の方針とは何ぞやといえ、原子力発電に依存する方針なんですよ、基本的には。それで、あとの太陽光とか風力とか、こういった自然エネルギーの再生を活用して将来にわたるエネルギーの需要、供給についての計画というのは、第一義的には原子力発電に依存するという方針なんよね。それで、次には、石炭火力に依存するということなんですよ。ここに今、世界的な規模で地球の大きな温暖化の問題をどうするかということが国際的に緊急課題として取り上げられておるのに、エネルギーの分野だけを見ても日本は世界の先進国の取り組みに比べればおくれるし、方針自体が矛盾してるんですね。ですから、そういう国の方針を経産省も環境省も是としとるから、国の方針に従って、地元の国会議員も大規模なメガソーラー施設についての建設を進める上で、谷和地区の場合でも地権者にじかにお会いをされて、必要な土地を買収したいから協力してもらえないかということをお互いに歩いてまで、メガソーラー建設に一役買っておられるんですよ。それだけではありませんよ。せんだって、私は美和町の友人にお会いした際に、今、谷和地区のメガソーラーの規模の3倍もある大きなメガソーラーの事業を始めたんです。山肌ももう剥ぎ取りよる。これは本郷と美

和町にまたがる地域なんです、ここでも与党の国会議員が国の方針に基づいて、谷和地区の3倍にも及ぶ大規模なメガソーラーの建設事業にかかわって、地権者に土地の譲渡なり、いろんなことをされておる。ですから、国の方針がこうだからやむ得んだというのは、この際、我々も執行部も考えないけんのやない。国の方針が間違いじゃろうが何じゃろうが、そのエネルギー問題についてこうなるとるんじゃけしょうがないよということじゃ、自然破壊をやるし、災害を引き起こすし、命の水の汚染までやると、それでも国の方針がこうだからしょうがないよというようなことじゃいけんでしょう。たとえ国の方針がそうであっても、今取り組むべきことはそうじゃありませんよ。災害や飲料水や特別天然記念物などの守るべき環境を後世に残すための道をどう探るか。その地域に住む人々の知恵や工夫、努力を合わせて、議会も執行部も取り組まないけんのじゃという、そこに目を向けるべきじゃないかと私は思うんですよね。

それで、参考までに聞いてもらいたいんですが、今、全国で発電所、小規模じゃろうが、中規模じゃろうが、太陽光発電をつくると、風力でもいいんですが、余剰が出ると、初めはそれの買い取り制度がなかったんですからね。その買い取り制度を国に認めさせたり、あるいは個人が自分の居宅の屋根にソーラーパネルを設置するのに補助金制度を創設したりするのは初めからあったわけじゃないんですよ。そういう制度がおくればせながら日本でも採用されてきたのは近年なんです。それで、日本は大規模なこの施設をつくって、大手企業なり電力会社が利益になる道に沿ったエネルギー政策を今もとってるんですよ。そうじゃなくて、環境も維持し、災害や水の汚染を防ぐ、そういうエネルギー再生事業の道をどう開くか、ここが今問われてるんですよ。既に私がせんだって目にとまった本を勉強させてもらう中で、これは和田武という人なんです、これは和歌山大学の客員教授、元日本環境学会の会長をやっておられた人です。この人も日本の30年、50年先のエネルギー政策をどうするかという、環境省の推定値をはじき出したり、需給の将来像を推定する会議の委員として参加されとったんです。そういう人が書かれとる本の中に、たくさんの全国で取り組まれとる再生エネルギーに取り組む住民の組織や団体の活動がここに紹介されとるんですが、もう広島県内にもあるそうですね。全国で今、組織団体が1,000を超えた、それほど国の今のエネルギー方針では問題が多過ぎると、原状回復が難しいと。住民が知恵や力を出し合って、合意のもとで進める再生エネルギーの開発こそ取り組むべき大きな課題だと、こういうふうにおっしゃっているんです。ここに大阪府泉大津市とか、滋賀県湖南市ですか、あるいは長野県飯田市とか、至るところの自治体が条例をつくって、オオサンショウウオが生息するようなところを立入禁止とする環境保全のための規制をしたり、それから、山肌を剥ぎ取って森林を破壊するような場所や、土砂流出による河川の氾濫や災害につながるような場所での太陽光発電の施設はつくるべきではないという、そういう立場から取り組みを始めておられるんです。それで大きな成果を上げて、これは恐らく先進国のドイツとかスウェーデンとか、そういう国々からの先進例を日本は学んで、大いにそういう取り組みを普及すべきだということを訴えておられる。だから、そういうことに目を向けて、国の方針だからやむ得んだという、この立場を今ここで改めて考えてみる必要があるんじゃないかと思うんですよ。だから、太陽光発電とか、風力発電とか、

こういうものを全面的に私も否定するもんじゃありません。しかし、その地域における自然環境なり住民の生活に影響を与えるような場所に企業の利益追求のための道具として大規模な開発をやるようなことを容認すべきではないと私は思うんです。そういうことを加えて、最後に、時間もありませんので、市長、担当者のひとつ思いを聞かせてもらいたいと思うんですが。

それで、結局、いろいろ、嵐谷地区にしても、高祖谷にしても、県に対していろいろ、市長名で心配事についての6項目にわたる意見や要望を出されとるんじやが、実際には守らんわけですから、守らないで事業をやつとるのに、それを規制する監督官庁も一度も点検に行かんのですから、そういう状況のもとで、谷和地区の開発について、大竹市が県に対して回答した何十項目にわたる意見なり対策の必要性なり、市長みずからが訴えられて、二度にわたって、そんなことが今回の県の許可要件の中には盛られてはおらんのため、利益を追及する企業ですからね、できるだけコストがかかるようなことはしたくない。だから人目につかんような事業をやるんです。誰もあなた、現場へ立ち入りできやしませんよ。行ったら追っかけ回されるんだから。人目につかんような場所で、人目につかないような体制をとって事業をやるんです。それが今の大竹市でも、嵐谷地区や高祖谷の実態でしょう。全国のあちこちで問題を起こしとるのは、大竹市の実態と似たり寄つたりのことなんよ。それで、後追いでああじゃこうじゃいうて言うけど、その尻拭いは誰がするんかいうたら、国もやらせんし、県もやらせんし、事業者もやらせんですよ。そういうことをやった例があるんなら、ここで紹介してもらいたい。今、全国で問題になっているメガソーラー建設に関する事業をめぐる経産省や県や事業者との間で地元住民が交渉を重ねておりますが、どこだって一つも解決してはおらんですよ。福岡県内の自治体でも市長を先頭に、国の許可要件では問題が残るというんで、議会の議員も市長も経産省や業者に対して是正要求をして、できれば事業を中止してほしいというところまで交渉を今重ねておられるという例もあるんですよ。だから、そういう実態を踏まえて、国の方針がこうだからしょうがないんじやという姿勢を改めて、主権者たる地域住民の皆さんの知恵や工夫、協力を育てながらエネルギー問題について取り組むべきだし、谷和地区における、あの地域での大規模な事業の問題についてはやめるべきだということをぜひ関係機関に対して市としての意思表示をしてもらいたいということを申し上げます。

時間が少しあるので、担当のほうからもらったこの表ですね、国民健康保険に関する、このことについて説明してもらいたい。令和2年度推計、1人当たり保険料収納必要額として、最高が府中町の13万6,263円、それから、大竹市は13万1,086円、それで最も低額なのが神石高原町の10万2,708円、全県の平均では12万6,899円なんですが、何で大竹市は13万1,086円にもなるんか。推計にせよ、その理由なり根拠はあろうかと思うんですが、それから、もう一つのこの全県の実態を示す表をもらっているんですが、国民健康保険料の県内市町の収納率の状況という表があります。大竹市はこれまでは92%とか93%とかいう、非常に収納率の高い市として努力とされてきたとこなんですよ。それが今回いただいたこの現年度分と滞納繰越分を合わせた県内の各市町の実情は。

○議長（細川雅子） 山本さん、終わってください。

○16番（山本孝三） 時間がない。84.3%まで下がると、どういうことか、そこんどこだ
け聞かせてください。

○議長（細川雅子） 質問を終わってください。

答弁をお願いします。

保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、1人当たりの保険料収納必要額が他市町と比較し
てなぜ高いのかという御質問でしたのでお答えいたします。

大竹市の令和2年度1人当たりの保険料収納必要額は、県全体の平均よりも高くなって
おります。現在は激変緩和期間中であるため、各市町の算定基準に基づいていることや、
保険料の伸び率が一定率以下になるようにするなどの措置がなされているために、一概に
は言えませんけれども、所得総額が多い市町は1人当たりの保険料収納必要額が多くなる
という傾向にあると思われま。

以上です。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 国民健康保険料の収納率でございます。山本議員が言われた
収納率というのは、現年分のお話であろうかと思えます。平成30年度につきましても、大
竹市の現年分の収納率であれば94.3%と、例年余り変わっていない状況です。今回、要求
がありました資料、国民健康保険料の収納率ということでお出しをしております。俗に収
納率といいますが、現年分と滞納繰越分を合わせた数値ということでお答えをさせていた
だいてございまして、これが84.3%、滞納繰越分を入れるとそういう数字になってまいりま
す。なので、現年分につきましては、例年どおりと申していただいても結構かと思えます。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） この際、お諮りいたします。

一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継
続いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、一般質問及び総括質疑は次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。
お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要
するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

あす、3月11日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時26分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月10日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員 中川 智之

大竹市議会議員 小田上 尚典